

目 次

第 1 号 9月2日(月曜日)

令和6年度下郷町議会9月会議会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
行政報告及び町長提案理由の説明	3
請願・陳情	9
散会	9

第 2 号 9月3日(火曜日)

令和6年度下郷町議会9月会議会議録(第2号)	1 1
議事日程第2号	1 2
開議	1 3
一般質問	1 3
大竹浩治君	1 3
星 昌彦君	1 7
星 邦一君	2 3
星 和志君	2 8
休会の件	3 4
散会	3 4

第 3 号 9月6日(金曜日)

令和6年度下郷町議会9月会議会議録(第3号)	3 7
議事日程第3号	3 8
開議	3 9
報告第10号 専決処分の報告について	3 9
(専決第2号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第3号))	
報告第11号 令和5年度下郷町健全化判断比率等について	4 3
議案第 9号 令和5年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	4 4
議案第10号 監査委員の選任について	6 8
議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について	6 9
議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について	7 0
議案第13号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	7 0

議案第14号	職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について……………	71
議案第15号	下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について……………	72
議案第16号	下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の設定について……………	73
議案第17号	令和6年度下郷町一般会計補正予算（第4号）……………	75
議案第18号	令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	75
議案第19号	令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	75
議案第20号	令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	75
議案第21号	令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）……………	75
議案第22号	令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）……………	75
	日程の追加……………	83
	請願・陳情……………	83
	日程の追加……………	84
	議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について……………	84
	町長提案理由の説明……………	85
	議案第23号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第5号）……………	85
	散会……………	87

令和6年度下郷町議会9月会議会議録第1号

招集年月日	令和6年9月2日			
本会議の日程	令和6年9月2日から9月6日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和6年9月2日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和6年9月2日	午前10時33分	議長 湯田健二
応招議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	湯田 純朗
	5番	猪股 謙喜	6番	小玉 智和
	7番	大竹 浩治	8番	星 和志
	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
	11番	星 能哲	12番	湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	湯田 純朗
	5番	猪股 謙喜	6番	小玉 智和
	7番	大竹 浩治	8番	星 和志
	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
	11番	星 能哲	12番	湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	星 學	副町長	室井 哲
	参事兼総務課長	湯田 英幸	総合政策課長	佐藤 英勝
	税務課長兼会計管理者	玉川 清美	町民課長	星 敦史
	健康福祉課長	湯田 浩光	農林課長	猪股 朋弘
	参事兼建設課長	玉川 武之	教育長	湯田 嘉朗
	教育次長	只浦 孝行	代表監査委員	五十嵐 浩
	農業委員会事務局長	大竹 浩二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	荒井 康貴	書記	室井 徳人
	書記	玉川 和哉		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会9月会議議事日程（第1号）

期日：令和6年9月2日（月）午前10時開議

開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

9番 星 邦 一

10番 山名田 久美子

日程第 2

会議日程の報告

日程第 3

諸般の報告

日程第 4

行政報告及び町長提案理由の説明

日程第 5

請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましてはお手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

お知らせします。議場内、気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年度下郷町議会9月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はあらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において9番、星邦一君及び10番、山名田久美子君を指名いたします。なお、両君には、今会議の会議録についてのご署名をお願いします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会において、お手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から9月6日までの5日間にする事で決定されましたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（湯田健二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年6月会議から今9月会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（湯田健二君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告及び町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 日程第4、行政報告及び町長提案理由の説明を行います。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案

を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） みなさん、おはようございます。

本日、ここに令和6年度下郷町議会9月会議の開催に当たり、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、報告2件、議案14件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、この夏は昨年に引き続き全国的に高温となり、特に7月下旬以降は、気象庁が異常気象と言うほど記録的な猛暑が続いております。9月も厳しい残暑が予想され、暑さの出口が見えない状況となっております。このような中、本町におきましては、8月7日の豪雨災害により、落雷等の被害による防災無線の故障や大内地区周辺における土砂崩れなどの被害が確認されているほか、8月以降、台風が多発しており、動向が危惧されていた台風10号の接近により、本町においても被害が懸念されるところであります。この台風につきましては、昨日熱帯低気圧に変わりましたが、上陸前から非常に強い台風であること、進行速度が非常に遅いこと、進行方向が予想しにくいことなどが特徴として挙げられ、災害の危険性が非常に高いことが連日報道されました。町ではこの内容を受け、9月8日実施を予定していた防災訓練について、住民や関係機関への影響を勘案し、中止とする決断をいたしました。どうか皆様におかれましてはご理解をいただきますようお願いをいたします。

続きまして、行政報告でございますが、国で重要伝統的建造物群保存地区大内宿の夏の風物詩、半夏まつりが7月2日、古式ゆかしく開催されました。平日にもかかわらず、歴史ある行列を一目見ようと多くの観光客やカメラマンでにぎわいました。

8月13日には、議員各位のご出席をいただき、二十歳のつどいが執り行われ、今年度20歳を迎える36名が参加し、晴れの日を祝福しました。式には中学時代の恩師なども出席し、級友との思い出話に花が咲き、喜びの声で会場が包まれていました。

8月25日には福島県消防操法大会が福島県消防学校で開かれ、小型ポンプ操法の部で本町の大内班が下郷町消防団を代表して出場し、見事優勝を勝ち取りました。小型ポンプ操法の部における県大会優勝は、町消防団初の快挙であり、5月から4か月間、早朝から練習を重ねた成果を発揮しました。大内班は、福島県代表として、10月12日に宮城県利府町で開かれる全国大会に出場します。大内班の団員、団長をはじめとした本団幹部及び関係各位には心よりお祝いを申し上げるとともに、全国大会でのご活躍を心よりお祈り申し上げます。なお、全国大会出場に係る予算措置について現在検討しているところではありますが、県からの情報提供があり次第、速やかに対応したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本会議に提案いたします報告2件、議案14件についてご説明を申し上げます。報告第10号 専決処分の報告について（専決第2号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第3号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,717万1,000円とするものであります。補

正の概要でございますが、本補正につきましては、去る8月7日に発生しました大雨による災害復旧等に要する経費を計上したものでございます。歳出の総務費でございますが、文書広報費におきまして、防災無線中山中継局の落雷被害による修繕料71万5,000円を計上し、その財源として、諸収入において建物災害共済金を歳出と同額の71万5,000円を計上しております。災害復旧費でございますが、林道施設現年災害復旧費において使用料及び賃借料102万円を計上し、道路橋梁施設現年災害復旧費において役務費、使用料及び賃借料、工事請負費を合わせまして811万1,000円を計上しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額し調整をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、防災無線中山中継局の落雷被害による修繕につきましては、おとといの31日、仮復旧を行いました。当初の見込みより被害が大きく、追加費用が見込まれております。また、仮復旧となった今も、復旧の状態が万全かどうか確認作業を行っております。今復旧に関しては万全を期し対応してまいりますので、金額については明らかになり次第予算措置を行い、速やかな復旧に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年8月7日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第11号 令和5年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、一般会計等の普通会計に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第9号 令和5年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和5年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。五十嵐浩代表監査委員におかれましては、去る7月16日から決算及び健全化判断比率等に係る審査を実施され、8月22日付で意見書の提出をいただいております。その内容につきましては、後日代表監査委員からご報告されることとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、8月6日には代表監査委員から審査結果について講評いただき、その中でご指摘を賜りました事項につきましては、その要因を十分精査し、改善すべき事項につきましては速やかに改善を図ってまいりたいと考えております。今後とも町民の皆様の福祉の増進を図ることを基本に、最少の経費で最大の効果を上げるという認識の下、効率的、効果的な事務事業の推進を徹底し、健全財政を堅持してまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第10号 監査委員の選任でございますが、下郷町議会議員のうちから選任する監査委員について、令和6年7月26日付で議会よりご推薦をいただきました下郷町大字栄富字上平己43番地、猪股謙喜氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基

づき議会の同意をお願いするものであります。

議案第11号及び議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員のうち室井徹弥氏、黒森正敬、2名の方が本年12月31日をもって任期満了となりますことから、ご本人の退任の意思を尊重し、後任の候補者について、下郷町大字弥五島字和貢前2057番地1、小寺信勝氏、下郷町大字大内字宮前106番地、吉村光夫氏の両名を推進したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきご提案を申し上げるものであります。

現委員の室井氏におかれましては人権擁護委員として令和4年1月1日から現在まで1期3年間、黒森氏におかれましては人権擁護委員として平成30年1月1日から現在まで2期6年間にわたり、その職務を全うしてこられました。ここに改めてそのご尽力に対し心から御礼を申し上げます。

後任としてご提案申し上げます小寺氏は、長年にわたり農業協同組合に勤務され、この間、会津よつば農業協同組合下郷支店長などを歴任された方でございます。また、吉村氏は長年にわたり電源開発株式会社に勤務され、この間、東日本支店、田子倉発電所長を歴任された方でございます。両名の方は、人格、識見も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解をお持ちの方であることから、人権擁護委員候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

議案第13号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることから、本広域連合規約を変更するものであります。

議案第14号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてでございますが、近年、原油価格高騰等の影響により、ガソリン価格が高騰していることから、職員等の旅費に関する条例、町長等の給与及び旅費に関する条例及び議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、1キロメートル当たりの車賃単価を現在の37円から40円に見直しをするため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることから所要の改正を行うものであります。

議案第16号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、令和4年度及び令和5年度の農業委員会関係の制度改正により、農地の最適化推進に関する活動が重視され、よりきめ細かな取組が必要となってきたことから、農地利用最適化推進委員の定数を現在の16人から18人に増員するため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3億320万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億8,037万2,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につ

きましては、歳入におきましては、地方交付税等の交付決定及び前年度決算に伴う繰越金の確定による増額等を計上し、歳出におきましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金の増額、学校給食共同調理場温水ボイラー設置工事のほか、10月からの郵便料金値上げ及び公金振込の有料化に伴う経費の増額計上、各事業費の精査による増額、人事異動に伴う職員人件費の精査による計上など、所要の補正を行うものでございます。

それでは、主な補正について、歳出予算から款を追ってご説明を申し上げます。総務費でございますが、総額で1,398万円を増額するものであります。一般管理費では10月1日からの郵便料金の値上げに伴う今後の見込額を精査し、2万9,000円を増額計上しております。また、一般管理費以外の予算科目におきましても同様に精査し、一般会計における郵便料の合計で10万7,000円を増額計上しております。会計管理費では、これまで無料として取り扱ってございました公金支出に係る振込手数料について、10月1日からの有料化に伴い、指定金融機関取扱手数料105万円を計上しております。下郷ふれあいセンター費では、施設誘導灯の不良による交換等の施設修繕料56万5,000円を計上しております。諸費では、民生費、衛生費に係る国庫支出金等の精算に伴う返還金及び町税還付金など1,373万円を計上しております。

民生費でございますが、総額で763万8,000円を増額するものであります。社会福祉総務費では、見込額の精査により低所得者支援及び定額減税補足給付金405万円を増額するものでございます。老人福祉費では、介護保険特別会計に係る事業費の補正に伴う繰出金を298万5,000円増額計上しております。

衛生費でございますが、清掃総務費において、見込額の精査により、合併処理浄化槽設置整備事業補助金207万5,000円を増額するものであります。

農林水産費でございますが、総額で86万9,000円を増額するものであります。農地費では安張地区営農飲雑用水施設整備に係る量水器等の原材料費52万8,000円を計上しております。

土木費でございますが、総額で456万円を増額するものであります。道路維持費において、除雪車両4輪タイヤの磨耗亀裂に伴う購入費として消耗品費158万8,000円を、同じく除雪車両の車検整備等に係る公用車修繕料311万2,000円をそれぞれ計上しております。

教育費でございますが、総額で961万2,000円を増額するものであります。学校給食共同調理場運営費については、温水ボイラー更新に係る工事請負費649万円を計上いたしております。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。今年度、国及び地方公共団体が実施する定額減税制度等により、町税において個人町民税の減収分1,897万4,000円を減額し、地方特例交付金ではその減収補填分として特例交付金1,814万1,000円を増額計上しております。

地方交付税でございますが、本算定により普通交付税を1億2,826万2,000円を計上す

るものであります。

国庫支出金でございますが、衛生費国庫補助金において、歳出でご説明を申し上げました合併処理浄化槽設置整備事業に係る財源としまして、循環型社会形成推進交付金69万1,000円を増額計上しております。なお、同事業につきましては、県支出金において合併処理浄化槽設置整備事業県補助金45万6,000円、繰入金では生活環境設備基金繰入金90万円をそれぞれ増額計上しております。総務費国庫補助金につきましては、同じく歳出でご説明を申し上げました低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に係る財源としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金405万円を増額計上しております。

寄附金でございますが、8月9日に中妻区、佐藤久佳様から10万円の寄附をいただくことから、9万9,000円を計上するものであります。

繰越金につきましては、令和5年度の決算に伴う前年度繰越金の確定により、1億6,201万9,000円を増額するものであります。

町債につきましては、普通交付税の本算定に伴い、発行可能額が確定しましたことから、臨時財政対策債を29万6,000円増額するものであります。

議案第18号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2,471万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,586万7,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、令和5年度の決算に伴う前年度繰越金の確定及びマイナンバーカードの未取得者や保険証ひもづけ未登録等に発行する資格確認書の印刷製本費の計上など所要の補正を行うものであります。

議案第19号 令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,616万7,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、令和5年度決算に伴う前年度繰越金の確定により、所要の補正を行うものであります。

議案第20号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ7,776万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,682万4,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、令和5年度決算に伴う前年度繰越金の確定や介護認定審査会における審査件数の確定により、また国庫支出金等の額の確定に伴い、その返還に要する経費計上など、所要の補正を行うものであります。

議案第21号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、今補正につきましては、収益的支出及び資本的支出において、人事異動に伴う人件費の補正及びテレメーターの光回線化に要する経費の計上など、また本年4月1日からの公営企業会計への移行に伴い、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額を確定し、所要の補正を行うものであります。

議案第22号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）ございま

すが、今補正につきましては、収益的収入及び収益的支出において、人事異動に伴う人件費の補正など、また議案第21号と同様に、本年4月1日からの公営企業会計への移行に伴い、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額を確定し、所要の補正を行うものであります。

以上、本会議にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 請願・陳情

○議長（湯田健二君） 日程第5、請願・陳情を議題とします。

この際、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情の件を議題とします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第91条及び第94条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

再開本会議は9月3日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会します。（午前10時33分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月2日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和6年度下郷町議会9月会議会議録第2号

招集年月日	令和6年9月2日			
本会議の日程	令和6年9月2日から9月6日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和6年9月3日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和6年9月3日	午前11時57分	議長 湯田健二
応招議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	湯田 純朗
	5番	猪股 謙喜	6番	小玉 智和
	7番	大竹 浩治	8番	星 和志
	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
	11番	星 能哲	12番	湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	湯田 純朗
	5番	猪股 謙喜	6番	小玉 智和
	7番	大竹 浩治	8番	星 和志
	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
	11番	星 能哲	12番	湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	星 學	副町長	室井 哲
	参事兼総務課長	湯田 英幸	総合政策課長	佐藤 英勝
	税務課長兼会計管理者	玉川 清美	町民課長	星 敦史
	健康福祉課長	湯田 浩光	農林課長	猪股 朋弘
	参事兼建設課長	玉川 武之	教育長	湯田 嘉朗
	教育次長	只浦 孝行	代表監査委員	五十嵐 浩
	農業委員会事務局長	大竹 浩二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	荒井 康貴	書記	室井 徳人
	書記	玉川 和哉		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会9月会議議事日程（第2号）

期日：令和6年9月3日（火）午前10時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
日程第	2	休会の件
散	会	

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ち、議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。
議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。

昨日配付の議員の派遣内容の資料に一部誤りがありましたので、本日開会前に訂正させていただきました。今後このようなことがないように対応してまいりますので、この場をお借りしておわび申し上げます。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯田健二君） ご連絡申し上げます。

本日の会議日程はあらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（湯田健二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 議席番号7番、大竹浩治でございます。一般質問通告書に基づき、質問させていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、現在我が国におきまして有機フッ化化合物、これが健康への影響が懸念されておりまして、俗に言うPFASをめぐる、全国各地でPFASの検出が相次いでおり、国内の河川や地下水など、水源地で相次いで検出されているところでございますが、これを政府のほうでもなるべく全国の自治体や水道事業者などに水質検査の調査などを執り行ってほしいという要請はあったようでございますが、これにつきまして、水道関連につきまして、水質関係と町の水道水、井戸水、湧き水並びに河川の水質は大丈夫でしょうかということ、町内の水道水の水質検査の調査は実施されたのでしょうかということでお伺いしたいと思います。

まずは第1項目、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、7番、大竹浩治議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町の水道水等の水質は安全かについてでございますが、議員ご承知のとおり、本町は那須連峰の雄大な山々などの自然環境に囲まれ、阿賀川の源流となる良質な湧きの水源を有する町でもあります。このような環境の中、飲料水となる水道水関係ですと、本町には簡易水道が8か所ございます。水道法の水質基準に基づき、各簡易水道とも定期的に水質検査業務を事業者等に委託し、水質の安全性の確保に万全を期しておるとこ

るであります。

なお、検査項目につきましては、毎日塩素濃度の検査のほか、1か月に1回の水質基準の基本的性状を示す9項目検査、3か月に1回の22項目の検査、年1回の水質基準51項目の全項目検査などをそれぞれ実施しており、検査結果につきましては、毎月委託業者より報告をいただいております。

なお、これまで水質基準値を超えた結果はなく、良好な検査結果となっております。議員おただしの有機フッ素化合物、PFASにつきましては、自然界に存在しない物質で、人間が科学的に作り出したものであり、近年の調査では国の暫定目標値を超えた自治体があったことから、国でも今後暫定目標値の見直しなど検討を進めているところでございます。

なお、国の周知に関しましては、PFAS検査の依頼、実施状況の有無、今後の予定など、各自治体への状況の報告を求めるものであり、国では検査の実施を義務づけているものではございませんが、県内の公共用水域において暫定目標値を超える事例があったことから、町民の皆様へ安心して安全な水道水を提供する上で必要でありますので、今年度中の検査を検討しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

なお、井戸水や湧き水、河川につきましては、各所有者や事業者などの管理者において検査実施されるものと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） ご回答ありがとうございました。今の答弁によりますと、現在のところ、良質な水質だということで、また今後、町長さんのご答弁からも、51項目までも及ぶ水質検査を今年度中に実施していただくということで、大変ありがたく思っております。

そこで再質問でございますが、この水質に伴いまして水道管の老朽化です。経年劣化に伴う水質への不安も考えられまして、水道施設を維持するために、公衆衛生の観点からも、水道設備の維持補修のやはり確保が必要と思われませんが、何分財源等もございまずし、その辺のところは分かっておりますが、8月8日に発生しました宮崎県を震源とする地震もありましたけれども、また宮崎県の水道管の破損や断水報告がされておまして……

○議長（湯田健二君） 7番、通告外ですので、よろしくお願ひします。

○7番（大竹浩治君） かしこまりました。

それでは、以上をもちまして、これからの本町の水道の安全性、それに向けた今後の未来に向けた取組をぜひとも、ライフラインの一番大切なところでありますので、引き続き水質検査のほうも慎重にやっていただければと思います。大変ありがとうございました。

続きまして、第2項目に移ります。続きまして、ふるさと納税についてお伺ひいたします。総務省によりますと、ふるさと納税の寄附額が、2023年度には1兆1,000億円も超

えまして、初めて1兆円を超えて4年連続過去最高額を更新しております、ふるさと納税の利用者も約1,000万人で過去最多、住民税の納税者は約6,000万人ぐらいになっていると思われま。これに伴いまして、6人に1人はふるさと納税を利用したことになります、現在稼ぐ行政ということのシフトが必要であるというふうに言われておまして、その中で下郷町も、2023年度のふるさと納税寄附額を見ますと、別紙この下のとおりでございますが、これは何とかしていかなければならないと思っております、今後の取組についてどのようにお考えなのか伺いたたく、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 7番、大竹浩治君、ただいまの2番のふるさと納税について、裏面の②番、③番について質問がありませんので、これも続けてください。

まず、大きな2つありますね。2番目ね。1番目終わりました。その中で、まず①、今終わりましたので、②番、③番と続けて最後までお願したいと思っております。

○7番（大竹浩治君） 限られた一般財源の中で、ふるさと納税の寄附額は、町の課題解決に向けて、本当に役立てられるものと考えられまして、移住とか交流促進、起業、子育て、まちづくりの支援など、積極的にいろんなもので活用されると思っております。地元業者の秀でた産品を全国に発する好機にもなりまして、私はもっと力を入れることが重要だと思っております、今後の下郷町の返礼品等も踏まえまして、今後の対応についてお伺いたたく。

もう一つ、返礼品の内容をもっと増やし、新たな魅力ある返礼品の考えはあるのかということです。例えばこれは、今、うちの本町も400万円は動いておりますが、以前、昨年、星昌彦議員、そして山名田議員もこのふるさと納税について一般質問されておりますが、町長就任時には寄附額が1,000万円以下でしたけれども、このような額ではいけないということで、頑張れということで800万円ぐらいまで伸びましたが、その以降が伸び悩んでいるような状況で、今後の取組についてどのような対応を講じていくのかと、あと返礼品の、そのとき町長の答弁では、さとふるという業者を利用して宣伝してもらってはおりますがということだったのですが、返礼品の写真等の提供が悪いとか、写真の撮り方とか、業者も町も一生懸命勉強してPRし、商品開発については、組織立てをしてやるのがよいという話も伺っておりますが、私も本当に同じように思っているところでございます。全国の自治体も……

○議長（湯田健二君） 7番、大竹浩治君、通告書に基づいて。

○7番（大竹浩治君） かしこまりました。それでは、3番目の返礼品の内容をもっと増やし、新たな魅力ある返礼品の考えはあるのかということでお伺いたたく、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは次に、大きな2点目のふるさと納税についてでございますが、ふるさと納税は、人口減少により税収の減が危ぶまれる本町において、大変貴重な財源

であり、有効に活用させていただいているところでございます。本町にふるさと納税をしていただいた皆様には大変感謝を申し上げますところでございます。

初めに、1点目、2点目の今後の対応についてでございますが、さきの新聞報道により、ふるさと納税による寄附額と住民控除額の差に関する記事が報じられていましたが、本町の令和5年度の状況につきましては、寄附額が441万円に対し、住民税控除額が214万円という状況でございましたが、住民税の減少分のうち75%分は交付税が参加することにより補われておりますので、住民税控除額の全てが町において減収になっている状況ではございません。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されたものでございます。町としましても、制度本来の趣旨が希薄にならないよう、ふるさと納税制度の適正な運用に努めながら、町のPR、さらにはより多くの方に寄附をしていただけるよう、今後とも取り組んでまいります。

3点目の返礼品についてでございますが、現在、町内の個人や事業所に対して、新たな返礼品の募集を呼びかけ、取扱いの拡大に向け取り組んでいるところでございます。今年度新たに追加された返礼品もあり、ますます下郷町の魅力ある産品を大きくPRしていけるものと考えております。

また、昨年度から現地決済型ふるさと納税として、電子クーポンを返礼品とする新たな取組を始めているところです。これは、観光等で下郷町を訪れた方が、加入している町内の旅館や飲食店のサービスの対価として電子クーポンが利用できるといった内容でございます。昨年度は制度の開始直後ということもあり、寄附が伸び悩んでおりましたが、今年度は徐々に認知されてきているところでございます。今後も関係機関のご協力をいただきながら、魅力ある返礼品の開発により、寄附額の増額を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 再質問ございますか。

7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） それでは、再質問させていただきます。

ご答弁ありがとうございました。ただいまありましたように、今後は電子クーポンを取り入れるなど、新たな工夫も取組したいということでございますが、今のところふるさと納税につきまして、私はさとふるなんかもよく拝見するのでございますが、また仲介サイト、楽天トラベルとか、楽天さんとか、今後はアマゾンさんなんかも介入するみたいなので、そういうところも踏まえて、今後全国の自治体が大分力を入れてくるようなので、本町といたしましてもプロジェクトチームをつくるなり、町長がおっしゃっているように組織立てをして取り組みたいということでございますので、そこで何とか来年度のふるさと納税寄附額アップに結びつけていってほしいなと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（湯田健二君） 答弁よろしいですか。

○7番（大竹浩治君） はい。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで7番、大竹浩治君の一般質問を終わります。

次に、2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） 議席番号2番、星昌彦でございます。一般質問を通告書どおりいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

全国的に人口が減少している中で、空き家問題は全国的な問題となっております。私の住む檜原地区においても、およそ95件の家屋がございます。そのうち27件が空き家になってございます。率にしまして28.4%、約3割近い数値となっております。その中には適切に管理している空き家もありますが、十数年も経過した空き家もございます。所有者が死亡し、相続人も分からない家屋もございます。朽ち果てて崩れ落ちた状態もあります。空き家が増えてきますと、周辺環境にいろいろと悪影響を生じるものがあります。防犯、防火の面でも心配でございます。このようなことから、空き家対策について、町長さんのお考えをお伺いしたいと思っております。

まず1点目が、町内の全空き家戸数が現在何戸あるのかお伺いしたいと思っております。

あと2点目は、町では平成30年3月に空き家対策等計画策定をしました。特定空家について何件あって、情報提供を町が受けた件数が何件か。また、基本的には当該権利者と特定空家等の所有者による解決に本来は委ねられるのが本当であります。文書等により適切な管理依頼を行ったケースはあったかどうか。また、あったなら、その件数とその具体的な適切な管理依頼についてどう指導されたのか、公表できる範囲内でお伺いします。

3点目、他の町村では、特定空家について点数による判定表を用い、居住の用に供された空き家で1年以上使用されていないもので個人が所有する空き家について、100万円を上限として空家等除却推進事業補助金を交付しております。下郷町ではないようですので、除却に対する交付金について新設をお願いしたいと思っておりますが、崩壊の危機にある空き家について除却が進み、景観もよくなると思っておりますが、町長さんのお考えをお伺いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、星昌彦議員のご質問にお答えします。

下郷町空き家等除去推進事業補助金交付金（仮称）の新設についてでございますが、議員のおただしのとおり、人口減少や社会構造の変化に伴い、本町だけではなく、全国的に空き家が増加しております。その中には、適切な管理がされず、公衆衛生の悪化や景観の阻害、倒壊等の危険が生じ、地域の生活環境に深刻な影響が及ぶおそれがあるものもあることは十分認識しております。

1点目の町内の空き家の戸数でございますが、当町では、平成29年度に下郷町空き家等対策計画を策定する際に空き家の実態調査を行いました。平成29年度の調査時点では

330件の空き家を確認しております。こちらが最新の情報となりますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、2点目の特定空家の件数と管理依頼件数についてでございますが、これは当町では特定空家等に認定した物件がないことから、管理依頼をしたケースはございません。特定空家等につきましては、空家等対策の推進に係る特別措置法第9条に基づく立入調査、同第10条に基づく所有者等の特定を行い、特定空家等と判断された場合は同条第22項の各項に基づき、助言または指導、勧告、命令、代執行と、段階を踏んだ措置を行うこととなっております。代執行ともなれば、町で空き家の除去を行い、費用を所有者等から徴収することとなりますが、費用を回収できず、町の財政負担も大きくなることも予想されます。しかしながら、地域住民の安全、安心な暮らしを確保という、本来行政が目指すべき課題もあり、慎重な対応が必要と思われまます。

そこで、町で包括連携協定を締結しております古民家再生協会福島に委託し、昨年度から所有者等の管理意識醸成等を目的としたセミナーの開催、相談体制や下郷町空き家・空き地バンク登録地のサポート体制の構築を行っております。議員おたのだしとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法におきましても、第一義的に所有者等の責任を規定しておりますので、町としましても引き続き所有者等に対する働きかけや下郷町空き家・空き地バンク登録促進等を図ってまいりたいと考えますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

最後に、3点目の空家等除去推進事業補助金についてでございますが、当町でも令和4年度に国庫補助金を活用した下郷町空家等除去支援事業を実施した経過がございます。しかしながら、令和5年度から国の制度が厳格化されたことに伴い、事業の中止を余儀なくされました。それまで特別豪雪地帯であれば除去のみでも該当となっておりますが、除去後の空き地を公共事業の用に供することが要件とされたことによるものであります。議員おたのだしとおり、空き家の除去は景観の改善に資する可能性もございますが、国制度の厳格化の趣旨も勘案しますと、空き家はそもそも個人の所有物であり、また所有者が町外の方であるケースも多いことから、代執行と同じく、公益性等を踏まえた慎重な対応が必要なものと考えますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 再質問ありますか。

2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、第1点目の件なのですが、330件という件数でございますが、これについては既に丸6年たっておるわけです。7年目に入っております、下郷町は、この空き家対策の計画をつくって。それで、空き家対策計画の中の30ページに、計画の見直しについて、件数を把握する意味でも、必要に応じて随時見直すことができるのだということなのですが、7年目というのはさすがにあまりにも空き家戸数を調べなさ過ぎではないかと私は判断します。

それと、当時の固定資産の情報から、2,629件の建物があつたわけです。これを分母と

しますと、かなりこの分母も変わってくるのかなと思いますので、この件数について早急な把握をする、町として把握することが大切だと思いますが、いかがお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、2番のご質問再質問というか、調査して7年目がたちましたので、もう一度見直しをして調査しないかということの再質問の内容でございますが、平成29年10月から12月かけて町内全域で調査をしました。行政区長に対して、住宅や店舗、事業所などのうち、居住や使用を常時していないと思われる建物の抽出を依頼した。水道の開閉情報など、空き家と思われる建物を注視した。上記の1番と2番の情報を突合して、495件を現地調査物件として現地調査を実施いたしました。外観の破損状況など、敷地内の状況などを27項目で調査項目をして、今の数字になっているわけですが、調査物件対象としては495件あるということです。それから7年目を経過したものについては、取壊しの関係もございまして、さらに調査する必要あると思いますが、あくまでも空き家等の個人所有でもって登録をしていただくというのが原則。登録、こちらが調査することは一回やっていますので、それ以降、7年目になりますが、それ以降空き家になった場合については、当然所有者が空き家登録バンクに登録してもらうのがやっぱり原則で、我々の行政から頼まれて空き家登録しますということではなくて、基本的にはその所有者が空き家に登録していただきたいということが私の第一番の考えでございます。

それ以降、それ以降について調査する必要があるのだということになれば、それは当然行政で調査することもやぶさかではないし、やっぱりこれが多くなっているという現実的には思っております。しかし、そのときには495件現地調査して、調査をした結果、三百何件だという、空き家であるという数字を示したわけでございますので、これから所有者について、もう一度固定資産税等の関係と数字を合わせながら、再度調査すること、要するに固定資産税の評価している家屋と現在の空き家の数字を調査しながら、そうすると所有者に登録のお願いしたい、お願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 再質問ございますか。

2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） ご答弁ありがとうございます。早急に私は、行政としても空き家戸数の把握が必要かなと思います。

2点目の問題にも触れますが、空き家物件については確かに個人の所有であって、個人の皆様が除却、除去したり、そういうことをするのが本来ですが、いざ、この答弁にも書いてありますとおり、勧告、命令、代執行というようなことで、いざもう崩れてしまった場合、そうするとそこから情報を得て、誰が所有者なのかという調べをしなくてはいけないという部分が入ってくると思います。ですから、この空き家等の特定空家の管理件数、空き家バンクに入るとするのは本当に状態がよくて、今でも少し手直しすれ

ば住めるというような状況なので、特定空家というのは5原則ありまして、私から言うまでもなく、倒れそうだとか、屋根が壊れているとか、シロアリに食われているとか、いろいろ条件はあると思いますが、これらの中で、やはり台帳整備まではいかないのですが、情報処理部みたいな形で、町として、ある程度、この集落にはこれだけあるのだというような内容で把握しておくべきではないかなと思います。それで、いざ壊れれば、そこで、写真もある、所有者も分かる。どなたに話せば強制代執行の部分の話も当然、やれなければ町が執行するというようなことで、費用もあなた持ってくださいねというような話もできると思うので、この2点目については早急な情報処理簿とか台帳が必要なのではないかなと思いますので、2点目についてお伺いしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、今の再質問というか、先ほど私が答弁した中身では、要するに所有者が分かっている、そして非課税か課税かというのを分かっている数字はそこで、町の資料というか、課税資料で分かるわけです。それを調べた後、台帳、情報処理、これをもう一度調べ直すということは、それ以外の建物になってしまう。それは課税しない部分があるので、そこはやっぱり数字的には狂いはないと思うのです、課税資料の中で。ただ、もう崩れそうだとすることになれば、それは確かに課税、非課税になってしまっていて、もう一度所有者からの意見を聞かなければならないのだけれども、現実的にはそういう漏れというか、漏れているという状態はないと思うのです、私は。固定資産税の台帳を見て、これは住んでいるか住んでないか分かりますけれども、税金がかかっている建物と税金がかかっていない建物というのは分けられますから、その所有者もそれで分かる。それ以外の建物を町で分からないということはないと思うのです、私は。ただ、それにしても漏れている可能性だってあるかも分からない。課税、免税点以下だから、台帳から抜いておこうということになってしまうかも分からないし。その辺はしっかりと事務的に、事務的というか、町の資料と、それから地域の人のお話を聞きながら、それでまずはやっていくことが一番必要かなと思いますし、その後について、ただいま特定空家の件数についての検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） それでは、今の町長さん、ご答弁ありがとうございました。その点については、ぜひ調査等を期待するものでございます。

3点目に行きたいと思います。空き家の除去の補助金ですが、私ちょっと調べました。ちょっと申し上げたいと思いますが、確かに下郷町では、移住定住するのなら、空き家を使って補助金を出しますよという補助金はあります。改修とか、除去とか、いろいろあるわけですが、今まであったものを取り壊す。除去するわけですが、その部分についての補助金は、先ほどご答弁あったように、令和4年に国庫補助金があったのですがということなのですが、他の町村についてちょっと申し上げますと、南会津町では上限80万円、金山町は上限100万円、昭和村は上限100万円、只見町は上限30万円で、公共のもの

に使う場合は10万円プラスで40万円。檜枝岐村が166万6,000円、これは村内に居住する方に限るという条件付で、村内で新しいうちを造って古いうちを壊す場合は該当になるそうです。柳津町が上限50万円、西会津町が上限100万円、三島町が上限75万円、西郷村が上限40万円、坂下町が上限100万円、会津美里町が上限100万円ということで、下郷町以外は全部あるというようなことで、ぜひとも町民の平等性というか、町長さんはよく、下郷は下郷だというふうにお話をされますが、ぜひとも下郷町も他の町村と同じように、この除去の補助金、ぜひ。ほかの町村に聞きますと、条例でつくっているところは金山の1か所だけで、あとは要綱、規則でつくっているらしいのです。ですので、すぐできるかなと思いますが、予算等もありますので、ぜひ早急に取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3点目の除去推進事業の補助金について、各町村、他町村の現況というものを説明いただきましたけれども、まずは、例えば南会津町で上限80万円、そしてそれが、壊して公共用に供するというようなこと条件がついているのかどうか。ちょっと以前聞いたときにはそういうことで取壊しをしてやったのだという、要綱等の設置については詳しく調べないと、他町村。それは私が見たわけでないで、それは議員がただしていることについては、聞く限りは分かりますけれども、その要綱の中身を見てみないと、ちょっと分からないです、町でどのようにするかということについての。

ですから、例えば公共にするのだと、空き地はということになれば、それはそれでいいと思いますけれども、その辺の要綱を、ちゃんと他の町村の要綱を調査してから結果を出したいと。

以上です。

○議長（湯田健二君） 2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） 私、南会津の要綱を持ってございます。この中で、公共用は全然触れておりません。特定空家に助言とか指導があったものというふうには書いてございます。あと、今町長さんおっしゃったように、公共事業に移転、建て替えに引っかけたり、そういうものについては該当しますよということです。

あと、減価償却の耐用年数を過ぎたものとか、そういうものは載ってございます。あと、昭和56年以前に建築または築造されたものについては該当になりますということなので、確かに檜枝岐村みたいに町内に住んでいないと駄目だということではなくて、他町村に住んでいても、固定資産税なり、そういうものを納めていますという条件さえあれば、他の町村については除去の補助金を出しているようでございますので、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、今先ほども申し上げましたように、要綱等について南会津町

の要綱等に今お話ししていただきましたけれども、要綱等にもついても文書をちゃんと見て、それで判断したいと思いますが、いずれにしても個人の財産ですから、あくまでも町の財産ではない。個人の空き家の財産で、それを要するに町の補助金を通してやるということについては、相当の相当な要綱の中身を検討しなければ駄目。これは当然でしょう。では、私が使っていない空き家があるから、これ補助金でやってくれといったら、これみんな該当します。そんなことはいかないです、簡単には。だから、よくほかの他市町村の要綱、そういうところを勉強しながら皆さんに提案すべきだと私は思う。

ただし、今議員がおっしゃっていることは、内容は分かります。空き家が多いということは間違いない。これは、即税金に係ってくるわけだ。税金。壊すということに補助金を出して、税金が少なくなるということなのです、結論から言うと。そういうことも踏まえながらしないと、ただ税金を納めている人の中から税金でもって壊して、税金は減っていくという、そういう、形になってしまったでは、町民に対しての、それはどういう言い訳するか。要綱そのものについて、やっぱり私の、この町はこういうふうになりますよという、そういう何か要綱でないと。やっぱりそれは、取り組むことについては大変易しく思うのだけれども、町民からした場合にどういうものなのかと。全部そういうことになっていいのかどうかということも、まず検討しながら、勉強しながら、そういう要綱づくりをするべきだと私考えておりますので、今ここで要綱をつくりますという返事はしません。やはりほかの町村の書類というか、そういう関係書類を見せていただいて、これが町のためになると、所有者のためになるということになれば、それはその検討するべき問題であると、こう思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 2番、星昌彦君。

○2番（星昌彦君） それでは、要綱について確認いただいて、よろしくお願ひしたいと思いますが、取り壊すうちの条件として、あくまでも小屋とか土蔵ではなくて、住んでいたうちに対して、2年以上とか3年以上の空き家でというような条件が当然つきますので、どれもこれも補助金にということではないので、その辺はお分かりいただければと思います。

なお、早急な手当てが、事故が起きてからでは私心配でございますので、早急にこの問題について町長さんの特段のご配慮をお願いして、質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○2番（星昌彦君） ありません。

○議長（湯田健二君） これで2番、星昌彦君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前10時48分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前10時59分）

次に、9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 議席番号9番、星邦一、通告により一般質問を行います。

私から、農業への支援についてですが、町内農業従事者の高齢化問題が非常に深刻になっております。農業リタイア者が年々増え、後継者もいない。新規就農者もごく僅かであることから、農業を主産業とする我が町にとってはまさに危機的な状況であります。その状況も地区によって異なり、農業従事者の年齢から、あと5年が限界ではないかと言われている地区、10年はもたないではないかと言われている地区、来年はもう危ないと言われている地区、様々であります。国では、若い世代の大規模栽培農家やスマート農業などを推奨した補助金や支援制度となっている状況から、当町の現状には合致せず、このままでは衰退をたどる一方であり、既に農業そのものを諦め、地区内の農地のほとんどが放置され、農地が原野化している地区もある状況であります。

これまで町独自でも農業に対して様々な支援を行っていることは承知しておりますが、これらの対策では衰退状況を取めることはできておらず、町として大きなこ入れ支援策は急務であると考えます。そのためには、町長の農家に対する強い思い、そして主産業である農業を発展させていくという強い方針とリーダーシップが必要であり、これによって各種施策が展開されていくことになると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、星邦一議員のご質問にお答えします。

1点目の農業への支援についてでございますが、議員おただしのとおり、農業従事者の高齢化は非常に深刻であると承知しております。町では農業従事者の確保のため、これまで集落営農、組織の法人化支援や、担い手となる農業法人及び認定農業者等への農地集積集約化、さらには新規就農者への誘致に向けた相談会の開催など、各種取組を推進しているところであり、昨年度から今年度にかけて、新たに集落営農組織の法人化が2件、新規就農の相談も5件あり、一定の効果が現れております。

町独自で実施しています下郷町農業再生協議会、頑張る農業支援事業につきましては、幅広く多くの農業者を支援したいという思いの下、創設した支援制度となっております。平成26年度から開始して、今年度で11年目を迎え、農業情勢や集落座談会での農家の皆様のご意見を反映し、その都度メニューの新設、拡充を行い、これまで約1億2,000万円の活用がございますので、こちらにも一定の効果はあったものと考えております。特に本年度から新たな担い手確保の一助となればと、若手農業者を支援する目的とした機械購入の助成制度も新設したところであります。

ご質問にあります大きなこ入れ支援策であります。営農支援となるソフト的なものと、土地改良事業などハード的なものなどがございますが、このような状況の中、地域の方々がご自身の地域農業をどのようにしていくかを、地域ごとに町は把握していき、これらに対して策を練っていく必要があると考えます。現在町では、今年度末までに地域計画を策定しなければならず、これに向けて、昨年度から庁内全域での座談会を開催し、地域の皆様の声を聞き取りながら進めている状況であります。そのため、それぞ

れの地区に策定される地域計画によって、それぞれの支援策を検討していく所存であります。

また、町長としての方針及びリーダーシップでございますが、私は町農業再生協議会の会長でもございます。町長として、さらに農業再生協議会長として、基幹産業である農業を支え、そして発展させていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 再質問ございますか。

9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 大変心強い考え方、ありがとうございます。

まず、本町内の農地面積、遊休農地面積というの、割合というのはどのぐらいか、教えていただければありがたいです。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） 大変申し訳ございません。手元にその点の資料をちょっとお持ちしていませんので、後ほどお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君） 農業委員会事務局長、大竹浩二君。

○農業委員会事務局長（大竹浩二君） すみません。ただいまのご質問、農業委員会のほうで把握しておりますので、お答えいたします。

今年度当初現在でございますが、町内の農地面積は1,291.3ヘクタール。遊休農地ですが、2種類ございまして、耕うん程度で再生可能な農地面積が115.7ヘクタール、重機等を用いないと再生が困難という遊休農地ですが、そちらは222.1ヘクタールというふうになってございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 再質問、9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。今なぜ農地面積、遊休農地を質問しましたかと申しますと、大きなてこ入れということで、本町は昭和時代に国営パイロット事業ということで圃場整備が進められておりました。それで、平成に入ってやってもらったのが倉村と檜原地区、そして志源行地区ということで、2地区なのです。それで、その地区には現在農業も盛んに盛り上がっている地区と思います。それで、ほとんど平成後期以降の大区画化したところにおいて補助行われたところによりますと、新規就農者、新規参入者を確保するに当たっては、やはり大区画化、大区画化というのは基盤整備ですか、圃場整備、これは必要だと思うのです。それで、現在、大松川地区で計画手続に進んでいると聞いておりますが、今までは地区の人が町にこうしたいのですよって言ったのを、今度逆に町が主導して計画的に実施していく必要があると思うのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 新規就農者がたくさん出てくるという趣旨から、圃場整備について町が企画して事業展開していったらどうかという質問だと思いますけれども、これも大変今の現状を考えたとき、大松川の圃場整備も立派だし、倉檜堰終了したし、磯上地区も終了して、大変ありがたいなと感じていますが、これが新規に圃場整備をやるということとなると、十分な地域計画、例えばパイロット事業でやった、あの面積をもう一度大きくしてやってみようかというようなことがない限りは、ちょっと今の段階では大変難しいことだと思います。

ただ、あの当時のパイロット事業で米の減反制度ができてきて、そして田んぼにならなかったということで、そのときはがっかりしていましたが、ブドウに転換してやりたいと。ブドウが3年ぐらい収入があったが、それが病気になってしまって、これが駄目になってしまって今の状況になったのですけれども、これから地域でぜひ取り組みたいと、これは行政が主導するのではなくて、やっぱり地域の農家の持っている、生産者というのかな、そういう人と同じく進んでいかないと、行政でやれやれと言っても、なかなか難しいと思うのです。お互いに生産者、要するに農家の人たちと、この地区は補助事業にして、将来的にも農家所得収入が上がるというようなことを目標にしてやりましょうということを地域計画の中でも話し合っていて、それがお互いに合致したときに進めるということが、私はこれからの下郷町の農業の振興のことになると思います。

ハード的なものは大変です、これは。今それは、国での制度も、補助制度については受益者というのが負担がなくなっておりますけれども、その計画については町が負担しなければならない。基本的なものはみんな町が計画して、それに基づいて国がその事業を展開していただくということになっていきますので、その辺はやっぱり地域の人たちと話し合っていかなければ、町自体が推進していくということはこれからやっぱり考えるべきだし、また地域住民、地域の生産者ともう一度話し合う必要があると私は思っています。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今先ほどですか、町長さんが昨年から座談会を開いているということで話を聞いたのですが、高齢農家の人たちって、基盤整備をやるということはお金がかかるということで、それが一番ネックなのです。今やっている大松川もそう、話に聞くと塩生も決まりかかっているということで、そちらのほうは今無償でやっているということなので、そういう状況を、やっぱり座談会でも何でもいいですから、そちらで発信をしていただいて、やっぱり原野化してしまうと、田んぼ、畑に戻すのはもう10年以上かかります。このまま原野化してしまいますと、もう観光は来ない、人は来ない、来るのは鳥獣害だけだということなので、やっぱりその辺を踏まえながら、やっぱりそういう座談会がある場において、こういう無償化でできますよという発信をしていただいて、幾らかでも基盤整備ができる状態、それによって収益も増えますから、作る人も集約も

できるし、一定の場所に、この人はここ、1町歩はこの辺作れますよ、そうやれば、農業もかなり面積も増えると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ありがたいお話ししていただきましたけれども、座談会においてそうした大松川の例だとか、そうした例を説明しながらやっていくことが、他の地域の集団化、要するに圃場整備に意欲を増してくると思いますので、引き続き座談会にはそうした情報を提供していきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 星邦一君。

○9番（星邦一君） 座談会のほかに農業再生協議会でも大いにしゃべっていただいて、会話をしていただいて、6月の議会にあった、私の提案した特産品のほうもよろしく願いたいと思います。

それでは、2問目ということで、水道本管の漏水について質問いたします。水道本管の漏水対応については建設課職員が昼夜を問わず日々対応し、このご苦勞に対しまして町民を代表し感謝申し上げます。この水道本管につきましては、そのほとんどが国道や県道、そして町道に埋設されているため、漏水があった場合は修繕費用は、舗装復旧費用もあり、さらに夜間となれば職員の超過勤務手当もあることから、かなりの費用になるものと思われまます。

特に統合日暮簡易水道における十文字地区から落合地区にかけての町道区間は、暇なしに修繕を行っているようであり、整備当時の設計基準で埋設管の下に砂が入っていない区間があり、その区間内がダンプカーやトラックが頻繁に通行しているために管が破裂していると聞いております。この統合日暮簡易水道は、旭田地区ではなく、檜原地区の国道沿線地区までをエリアとする特に重要な施設であり、その上流区域での頻繁な漏水は、関係住民にとって不安要素が大きいものであると思われまます。

そこでお伺いしますが、この十文字から落合にかけての区間における昨年度の修繕回数とその費用、そして今年度の件数と費用についてお示し願います。また、長期間にわたって修繕を繰り返しているようですが、この状況を踏まえて、大改修をする計画があるかをお尋ねいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、次に大きな2点目の水道本管の漏水についてでございますが、統合日暮簡易水道における十文字地区から落合地区の区間における修繕の状況でございますが、令和5年度の漏水修繕回数は10件、費用は271万619円、令和6年度につきましては8月23日現在の漏水修繕回数は9件、費用は244万5,629円となっております。

なお、今後の修繕、改修等につきましては、多額の費用が見込まれることから、町の財政状況を考慮し、国の補助事業などを有効に活用していく必要があると考えております。そのため、令和6年度におきましては、国の補助金等の活用が必要となる町簡易水

道統合許可申請書を作成中でございます。その内容につきましては、下郷町簡易水道事業において既に統合している日暮、旭田、栄富簡水に加えまして、湯野上、大内、中山、水門、小出、各簡易水道を統合し、下郷町統合簡易水道として1つの簡易水道の事業体として統合するため許可申請を行うものであり、本年度内の申請許可を見込んでおります。許可後の事業実施に当たりましては、事業の長期化も予想されることから、国庫補助金等を有効活用しながら、計画的な管路の更新を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。

水道というのは、私たちは蛇口をひねれば出るという当たり前のことなのです。それなので、水は本当に大切ということで再質問しますが、今、許可申請を出しているということで、本年度中に統合許可申請を受けるということですが、そうすると来年度以降に国庫補助金が出ると思います。となると、1年間、来年、今年1年は修繕はかかりますよと。具体的に来年補助金が出ますよといった場合に、計画というのはどの地区とかというのは、今はもうどこの簡易水道だというのは、まだ今は計画はないですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問については、許可申請を出せば補助金がすぐもらえるかどうかというのは、これはちょっと今返答はできません。これは、許可することが、許可申請をしている、申請してからの結果ですから。そして、その後のようなところが補助金の該当になるのか、ならないのかって、これは許可したほう、国でも県でもそれを確認しなければならない。ただ単に漏水だけのことで、これ補助金が出るかどうかという、これも一つは我々としては考えておかなければならない。そういうことを踏まえて、今後の許可申請に当たってはそういうものを確認し合いながらやっていきたいと。

あとは、老朽化している部分がたくさんあるのです。統合水道、日暮統合水道は比較的新しいのですが、昭和30年代の初め頃設置した管なんていうのはもう既に70年ぐらいかかっているのです。そうすると、その事業を展開するには相当の費用かかるのです。統合水道でさえ、起債を返還するのにもう10年間かかっているわけですから。そういうことを考えると、ますます厳しい財政の中で大変なことになると思いますから、その辺は十分に財政の計画を練りながら、水道管の修繕、あるいは統合に関して許可申請をいただいたときの計画を練りながらやっぱりやっていくことが一番重要ではないかと思えます。その点をご理解いただきたいと。

以上です。

○議長（湯田健二君） 再質問ございますか。

9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 補助事業を来年出すということで期待はしております。

やはり補助申請しました。それと並行に、やはり町単独で更新計画も練ったほうがよ
ろしいのではないかなと私は思います。財政状況も大変でしょうけれども、やはり能登
半島もそうだし、いろんな災害地区もそうだし、全て水が大切だということなので、や
はりこの辺は早急に取り組んでいただきたいと思います。やっぱり町民の安心、安全で
住まえるようなことになればいいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○9番（星邦一君） ないです。

○議長（湯田健二君） これで9番、星邦一君の一般質問を終わります。

次に、8番、星和志君。

○8番（星和志君） 議席番号8番、一般質問を行います。

教育から移住定住へ。下郷町は、自然環境がよく、災害の少ない町です。安心して安
全に子育てをし、大自然で学べる素晴らしい環境があります。これらを利用した移住、
定住、教育は、これからどのように進めていく計画か伺います。以前の一般質問でも、
移住、定住、教育について質問しましたが、放課後子ども教室と学童の一本化、第7次
総合計画に向けて、学校の統廃合を検討すると答弁をいただいておりますが、検討の
結果どうなったか伺います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、8番、星和志議員の質問にお答えいたします。

教育から移住定住についてでございますが、議員おただしの移住、定住、教育の今後
の計画につきましては、本町は大自然に囲まれた環境の中にあり、比較的災害の少ない
町であることは、移住、定住の観点からすれば魅力的な要素の一つとして捉えることが
できるかと思えます。

その一方、以前から答弁しておおり、中山間地域という地理的な条件、冬場の積
雪など、都市部と比較して、子育て、定住という意味では不利な条件もございます。ま
た、同じような特色を持った町は、本町以外にも数多く存在するのも事実であります。
直接、移住定住の施策に反映させていくことは、課題が残るものと考えております。し
かし、地域とのつながりを持った、安心できる子育ての環境という面では、都市部には
ない我が町の強みであると考えております。今後も、教育、移住、定住の環境整備につ
きましては、町独自の施策等の充実を図りながら、町内外に町の魅力発信に努めてまい
りたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、放課後子ども教室と学童の一本化、第7次総合計画での学校の統廃合についま
しては、以前にも答弁したとおり、10年後、20年後の本町の教育を見据え、町と学校教
育に携わる方々、さらには地域住民の方々と、それぞれの立場で、将来を担う子供たち
のためにできることは何か、そして教育の果たす役割を考え、地域の未来とよりよい教
育環境の在り方について、さらに検討しながら第7次総合計画の策定に向け、協議検討

してまいりたいと考えております。

なお、放課後子ども教室と学童の一本化、学校の統廃合につきましては、教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） それでは、8番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

町長さんの答弁にもありましたように、大自然に囲まれた環境の中にあることと魅力的な町の要素を多くの移住定住につなげられるようにするため、教育委員会としましては、子供たちに下郷町の理解を深めるため、社会科副読本として「わたしたちのきょう土 下郷町」を作成し、これは5年に1回ずつ改訂しております。小学校3、4年生を対象に授業の中で活用するとともに、それ以外にも、校外学習を通して下郷町のすばらしさを教育し、今後町への定住につなげていけるよう努めているところでございます。

次に、議員ご質問の放課後子ども教室と学童の一本化につきましては、放課後子ども教室と学童クラブはそれぞれ事業が異なりまして、まず町では放課後児童健全育成事業の一環として、共働きの家庭や就労条件などにより昼間保護者が不在となる家庭の児童に対し、教育委員会と健康福祉課と連携し、放課後子ども教室と児童クラブを運営しております。教育委員会所管の放課後子ども教室は、正式には地域学校協働活動事業として、町内の全ての児童を対象としまして、小学校等の施設を使用し、地域住民の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民の方々との交流活動等を実施することにより、子供たちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進を図るため、放課後に実施されております。

健康福祉課所管の児童クラブでございますが、保護者が共働きで子供の面倒が見れない家庭の子供を対象として、児童福祉法に基づき、平成20年度から中学校協の多目的ホールと老人福祉センターを活用し、夏休みや冬休み、春休みの期間中に開所しております。特に児童クラブでは、今年度、活動内容の充実化を図るため、議会6月会議でご承認いただきました補正予算を執行し、学習支援活動の取組を進めております。夏休み期間の前後1週間、元教職員で組織されました学習サポート研究会が主体となり、課題学習の支援や学習意欲の向上などを目的に、宿題や自由研究、自主学習などを支援し、学習活動ができる環境を整えてまいりました。また、公民館や福祉係とも連携し、栄養教室や茶道教室、切り絵教室などを開催し、活動内容の充実にも取り組んだところでございます。

以上のことから、授業日、平日といたしますか、学校の授業日と長期休業とを分けた、現状それぞれの事業として、教育委員会と健康福祉課で連携して実施しております。さらに議員おただしの一本化ということになれば、現状の事業実施としては難しいと思われれます。しかし、先ほどご説明いたしました事業の趣旨を踏まえ、放課後子ども教室と学童クラブについては健康福祉課と連携し、それぞれの課題を洗い出していきたいと、このように考えております。

次に、小学校の統廃合につきましては、昨年度、下郷町の小学校統合、小中一貫校に

について考える会よりご要望をいただいております。このことや、ほかにも多くの議員の皆様方から様々な小学校統廃合につきましてのご質問、ご意見をいただいておりますが、教育懇談会規定により、これから委員を委嘱します。その教育懇談会委員15名の方をご委嘱申し上げ、懇談会を開催し、今年度中によりよい教育環境の在り方について詳細なご意見をいただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） 再質問ございますか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 順を追って再質問させていただきます。

私は前回一般質問で放課後子ども教室と児童クラブの一本化という質問をさせていただきましたのですが、このときに、近隣市町村は放課後子ども教室ですか、時間の延長というのはあるということで、そしてそれは全て学童であるという回答をいただいたのですが、この制度をどうしたらいいか、一本化したらいいか検討したいと言われていたのですが、こういった子ども教室は5時半まで開いているということなのですが、これ以上に預かりたいという保護者というのはいるのでしょうか。5時半を超えて預けたいという親は、該当する人っておられるのですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまのご質問でございますが、現在5時半までと、本町では放課後子ども教室を運営しております。ただ、どうしても5時半までの迎えが難しいというような連絡をいただいた場合には、指導員の方が若干、親御さんが来られるのを待っていただいているようなケースはあるようでございます。また、時間の延長を希望する、要望している方ということですが、正確な人数はちょっとつかんではおりませんが、確かにもっと遅くまで面倒見てもらえないのかというようなご意見はございます。

○議長（湯田健二君） 星和志君。

○8番（星和志君） 該当者は何人かいるということで答弁いただきましたが、学童のほうですか、放課後児童クラブ、こちらは6時半まで開園して、長期休暇のときに預かっているようなのですが、間違いはないですね。学童。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 学童の時間帯につきましては健康福祉課のほうから答弁をしていただきたいと、こんなふう考えております。

なお、先ほど他町村ではということでご指摘あったのですが、私のほうで確認したところ、南会津町の子ども教室、これは実は毎日ではないのですが、早い学校では4時半、これはバス時間の関係かなと思うのですが、4時半、それから遅いところでもやはり5時半まで。ただ、南会津町では児童クラブが存在しますので、その辺の違いかなと、このように考えております。また、只見町のほうでは5時までということになっているようです。ただ、どうしてもというときには6時まで、きっと指導員の方が面倒見てくだ

さっているのではないかと、こんなふうに考えております。

本町の児童クラブにつきましては、申し訳ございませんが、健康福祉課のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 8番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

健康福祉課所管の児童クラブでございますが、こちらの開所時間につきましては、午前7時30分から午後6時30分までの時間となっております。ただ、午後6時30分に施錠するのではなく、保護者の要望によりまして、それ以降でも可能でございますので、中には施錠する時間が7時ということもございますので、その辺は柔軟に対応しております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） それで、私も個人でちょっと調べたら、学童、放課後児童クラブと子ども教室の実施形態で、学童のほうは年間250日以上開所って書いてありまして、子ども教室は126日とあったのですが、これ長期休暇だと250日にも達していないような気がするのですが、それであれば放課後子ども教室は、学校が終わった後、毎日やっているのであれば、一本化すれば解消できるのかなって、ただ単純に素人ながらに思ったのですが、そこはやっぱりそれでも難しいことなのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 先ほども申し上げましたとおり、児童クラブと放課後子ども教室の趣旨が異なるということで、やはり一本化というのは非常に難しいかなと。きっと皆さんも思う、保護者の方にも説明はしているのですが、どうしても放課後子ども教室も児童クラブと同じなので預かってほしいという、そういう意見なのだろうと、こんなふうに考えております。

それで、現在は5時半までという形で対応しているわけですが、先ほども申し上げましたが、どうしても遅れますという連絡を指導員の方にコーディネーターの方に連絡が入れば、若干は指導員の方がちょっと時間ずらして待っていてくださるというのが今現在の状況ということです。これを児童クラブと同じように6時半ということになりますと、コーディネーターの方、また指導員の方、この確保等々いろいろあるかと思いますが、その辺は健康福祉課のほうとの連携といいますか、そういうことで可能かどうか、少し検討させていただくしかないかなと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 原則として年間250日以上というのはクリアしなくても大丈夫なのでしょうか。放課後児童クラブであれば、原則として年間220日以上開所という実施形態等が書かれてあったのですが、これは自分で調べた結果なのですかけれども。

（何事か声あり）

○8番（星和志君） 全国のこれ。補助金出すからではないですかね。そんな問題ではない

のですけれども、これは。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまの星和志議員のほうで調べた内容ということでご発言いただきましたが、本来であれば健康福祉課のほうでのご答弁になるのだろうと思うのですが、これは補助金をいただくための開所日数というのが児童クラブでは決められております。そんなわけで、本町での児童クラブは町独自に開所しているというふうな状況になっております。そんなわけで、授業のある平日は放課後子ども教室で放課後の時間、これは全ての生徒対象でございます。現在、旭田と江川小学校は全員登録しております。檜原小学校は2名の子供が登録はしておりません。それ以外の子は、皆、登録をして放課後を学校で過ごすことができると。その代わりといたしますか、長期休業中については町独自で児童クラブとして開所しているということですので、年間日数というのは補助金をもらうための最低要件ということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 補助金はもらっていないということですね。すみません、勉強不足でした。

いずれにしろ該当者がいるならば、何かその時間、気軽に融通利かせてくれるような制度があればいいなと思います。

そして、次の再質問に移らせていただきます。学校統廃合についてなのですが、学校統廃合の考える会とか実施した結果、あと執行部側の問題点、課題として、予算面とか建築基準法とかいろいろあるのでしょうか、町民に教えるためにも、何が一番今のところネックであるというのが分かれば教えていただきたいです。ネックというか、予算面とか、どのぐらい概算かかかってしまうのかとか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいま具体的な内容ということのご質問かと思いますが、先ほど申し上げました、この教育懇談会といいますのは、かつて分校を廃止するというときに、やはり教育懇談会ということでいろいろなご意見を頂戴したということでございます。それに倣って、今回教育懇談会の委員をご委嘱しまして、具体的な課題といたしますか、そういうものを今年度中にはまとめていきたいと。

この委員の方でございますが、今のところ各学校の校長先生、そしてPTAの会長、副会長さん、そして区長協議会の会長さん、副会長さん、ちょうど旭田、檜原、江川地区、それぞれの3人の方をご委嘱申し上げまして、今現在の状況をどうしたらいいのか、どういう教育環境が最もいいのかということをより具体的にご意見を頂戴したい。そのご意見をまとめた上で、さらに今度は進めていくと。そういう中で、では具体的に、将来の姿を見据えたところで、今、議員のおただしのどういうものを進めるのか、また予算的なもの等々がそこで初めて出てくるのかと思っております。非常に時間をかけてしまいま

して申し訳ありませんが、順を追ってやりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 分かりました。その会が終わればというか、話が進めば、そういった予算面や法律面とかの課題が出てくるということですね。

次の再質問をさせていただきます。やっぱり教育から移住定住へというタイトルだったのですが、やはり子供たちがこの町に愛着を持ったり愛さなければ、またこちらへ戻ってくる意思もちょっと薄れてしまうと思うのですが、それで、今までの質問で、学童クラブの拡充とかは今されて、いい環境になってきていると思うのですが、地域の学習支援の体制の強化とか、町長が言うように公営塾とかあったのですが、それは置いておいて、子供の遊び場の整備だったり地域コミュニティの活性化とかが大事だと思うのですが、子供の遊び場でちょっと提案なのですが、湯野上温泉に以前、無料露天風呂があったと思うのですが、あそこは溪谷沿いに露天風呂があって、そしてそれをまた再復活させるというのは、これは子供たちの温水プールみたいなのを露天風呂、露天プールみたいなのができれば、また下郷町はいいというか、愛着が持てるような気がするのですが、例えばこれ……

（何事か声あり）

○8番（星和志君） 教育なのです。プール、世界の例ですけれども、海沿いに海水を使ったプール、ラグーンみたいなのが下郷町にもできたら、また、子供たちが遊んで、愛着が持てるのかなと思いました。あと、地域コミュニティの活性化についてなのですけれども、これやはり町でのお祭りや行事に子供を参加させるためにも、やはり公園の使用基準……

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君、通告書に基づきまして、答弁による再質問としてください。

○8番（星和志君） 愛着を持てるような町にしていきたいということです。
以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 放課後子ども教室の日数の関係で再確認したいと思うのですが、学校教育課程では250日という課程は組んでいないのです。ですから、これは補助金の上限ですから、理解をちょっと。その250日であるというのは上限であって、この町の小学校、中学校の教育課程の日数でいくと130日ぐらいで、そのほか何かコロナで休みますよと臨時休業しますよとかという減ってくるわけです。ですから、その日数であって、実質日数で補助申請しています。

一本化については、今後やっぱり考えるべきだと思うのですが、縦割り行政の一番上、教育長と厚生労働省の関係でやっていますから、なかなかそこ一本化ということはできないので、だからほかの町村では学校体育館と教室の間に子どもクラブの建物を造って、そこで放課後子ども教室が終わったら、保護者の遅い方は児童クラブの施設へ行って面倒見ていますよというところもありますので、その辺は今後、そうした就業状態を見

ながら町も取り組んでいくということは必要だと思います。

それから、コミュニティ、子供の遊び場については、これから大切な子供たちを地域に残していくためには、やっぱりそうした場所も必要だと思っていますので、今年は養鱒センター遊具費を少しつけましたけれども、それを年次計画で造っていきたいと思います。それは、今後もやっぱり地域の活性化を図る上では、会津縦貫南道路のインターチェンジができるとすると、その場所はやはり子供の遊び場、会津の中心的な子供の遊び場になる可能性があるのです。そこは充実していきなという考えは私は持っています。

それから、プールについての関係ですと、防災上のプール設置というのも、施設ではあるのです。そういう施設で何百人以上収容するときには必ず防災設備としてプールを造るとかというのが条件つけられています。そうしたところでプールがあるというのは考えられますけれども。あとは露天風呂については、公衆衛生法上からいうと、露天風呂だけではなかなか許可が下りないです。施設があって、初めて露天風呂ということにしないと、福島県の公衆衛生法上にはなかなか許可が出ないというのが現実であることは承知いただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君、答弁漏れはございませんか。

○8番（星和志君） はい、ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） これで8番、星和志君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2 休会の件

○議長（湯田健二君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日9月4日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、明日9月4日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は9月6日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。（午前11時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月3日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和6年度下郷町議会9月会議会議録第3号

招集年月日	令和6年9月2日			
本会議の日程	令和6年9月2日から9月6日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和6年9月6日 午前10時00分		議長 湯田健二
	散会	令和6年9月6日 午後2時40分		議長 湯田健二
応招議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 佐藤 英勝
	税務課長兼会計管理者 玉川 清美	町民課長 星 敦史	健康福祉課長 湯田 浩光	農林課長 猪股 朋弘
	参事兼建設課長 玉川 武之	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 只浦 孝行	代表監査委員 五十嵐 浩
	農業委員会会長 星 正喜	農業委員会事務局長 大竹 浩二	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書記 玉川 和哉			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会9月会議議事日程（第3号）

期日：令和6年9月6日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第10号 専決処分の報告について
(専決第2号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 2 報告第11号 令和5年度下郷町健全化判断比率等について
- 日程第 3 議案第 9号 令和5年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第10号 監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第13号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 議案第14号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 9 議案第15号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第10 議案第16号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第11 議案第17号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第18号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第19号 令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第20号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第21号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第22号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 追加日程第 1 請願・陳情
委員会報告
(総務文教常任委員会)
陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情
- 追加日程第 2 議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 追加日程第 3 町長提案理由の説明
- 追加日程第 4 議案第23号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第5号)
- 散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

お知らせいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から追加資料の報告があります。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。

今会議の議案第16号で農業委員会に関する条例が提出されておりますことから、本日、農業委員会、星正喜会長が出席されておりますので、皆さんのお手元に本日の会議に説明員として出席されます職氏名一覧表を追加で配付してございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） お知らせします。

議場内、気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

日程第1 報告第10号 専決処分の報告について

(専決第2号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第3号))

○議長（湯田健二君） 日程第1、報告第10号 専決処分の報告について（専決第2号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第3号））についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。

議案書2ページを御覧ください。報告第10号 専決処分の報告について（専決第2号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第3号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,717万1,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、去る8月7日に発生しました大雨による災害復旧等に要する経費を計上するものでございます。

別紙、報告第10号資料が概要書となっておりますので、よろしくお願いたします。こちらの縦長のものでございます。こちらの内容につきましては、防災無線、中山中継局の落雷被害による修繕料、町道及び林道に係る災害復旧費が主な内容となっております。

9ページを御覧いただきまして、歳出の2款総務費でございますが、2目文書広報費におきまして、防災無線、中山中継局の落雷被害による修繕料を71万5,000円計上し、その財源として8ページの歳入、20款諸収入において、建物災害共済金を歳出と同額の71万5,000円を計上しております。

9ページにお戻りいただきまして、11款災害復旧費でございますが、2目林道施設現年災害復旧費において使用料及び賃借料102万円を計上し、その下の1目道路橋梁施設現年災害復旧費において役務費、使用料及び賃借料、工事請負費を合わせまして811万1,000円を計上しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額し調整しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、防災無線、中山中継局の落雷被害による修繕につきましては、先日仮復旧を行いましたが、当初の見込みより被害が大きく、追加費用が見込まれております。本復旧に関しましては万全を期し対応してまいりますので、金額については明らかになり次第予算措置を行い、速やかな復旧に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和6年8月7日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 落雷ということで防災無線が被害を受けたということですが、この中山地区の防災無線によって、ほかの地区への影響とか、それから中山地区で雷が落ちると、誘導電流といいますか、電線を通じて家庭に影響を及ぼすおそれもありますが、そういったことはなかったのかどうかお聞きいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） 今ほどの5番、猪股謙喜議員のご質問にお答えいたします。

まず、他の地区への影響でございますが、他の地区への影響は戸石川筋と江川地区、旭田地区と、町内各所において停電が発生しましたが、その停電が復旧した時点で一般家庭への雷での被害は、報告等はございませんでした。また、雷によります誘導電流でございますが、こちらのほうは、正確には中山地区とはなっておりますが、無線の中継局が中山中継局という名前になってございまして、一番近い行政区としますと弥五島、中山、湯野上、大沢の行政区がまたぎますが、そちらのほうでも特段被害等はございません。中山中継局のみでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 同じく防災無線の関係なのですが、こちら災害に遭われて1か月近く停止したわけですが、このときに台風があったりしたら、防災無線の意味がなくなると思うのですが、その想定はしていたのかということと、あと想定していたのであれば、予備機はなかったのかを質問します。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） 今ほどの8番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の被害が8月7日に発生してからの1か月間、仮復旧までの期間でございますが、まず8月7日正午頃に大雨が発生しました。その後、通行止め箇所が町内2か所、国道118号と県道湯野上会津高田線にて発生しましたので、それを防災無線で放送すべく、制御室へ向かって放送しようとしたところ、そこで初めて中継局が機能していないということが分かりました。その後、雨がやんでから、8月7日の夕方、5時過ぎでございますが、職員と、あと修繕業者のほうで現場へ向かい、中継局を確認したところ、その時点で、制御ユニットと呼ばれる部分がございます、そこが損傷していることが判明しました。その後、その制御ユニットですが、メーカー側のほうでも予備機というものは、何分コロナを間に挟んだことで半導体の不足が全国全てのメーカー、これは無線機器だけではなくて、半導体を使う全ての業種で不足していたということで、予備機といたしますか、ストックしているものが一台もまずなかったということが分かり、なおストックはなかったのですが、日本中の全支店なり営業所のほうへ全て照会をさせていただいて、まずその制御ユニットを探すのに1週間程度の時間を要しました。その後、その代替をもって、8月の23日になりますが、取付けをして、その制御ユニットを取り付けた時点でほかの故障箇所が想定がついたため、8月31日にまた再度中継局へ向かい、同日の15時半、午後3時半頃ですが、仮復旧という流れになってございます。

なお、本来であればさっと行って交換なり確認のほうをしたいのですが、何分国道から車で10分、15分ほど走りまして、その後さらに20分ほど登山道といたしますか、歩いて初めて着ける場所に現場といたしますか中山中継局がございますので、一通りの物が全部そろって、人もそろった時点で現場へ行っておりますので、その分少し日程が押している部分もでございます。

また、当日防災無線が故障した際の想定、あと予備機でございますが、想定の方は、もし防災無線が駄目な際は電話連絡と。全部の区長さんへするなどの対応の想定はしてございました。ただ、今現在、町として各情報の伝達手段もしくは情報の伝達手段として全部で11ほど手段がございます。そのうち8月7日の時点では、防災無線が不通になったというのが分かった時点で全行政区長さんへの電話連絡と併せてエリアメール、ヤフー防災アプリ、県防災アプリ、あと町公式のSNS、ホームページを含めたフェイスブック、ラインでございますが、それとあと118号線が通行止めになりましたので、会津若松市の「あいべあ」という、災害ですとか情報を市民の方へ伝えるためのメールの一斉配信がございます。なので、そちらのほう、会津若松市の危機管理課へ連絡をして、「あいべあ」を経由しての周知も当日行ったという中身でございます。

あと、ちょっと重複してしましますが、予備機でございますが、予備機に関しては今回落雷によってかなりの損傷を受けております。なので、今後、雷の対策と併せて、予備機についても準備をするかどうかを検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） これ中山中継局ですか、そこに避雷針があったと思うのですけれど

も、そこに落ちなかったのでしょうか、避雷針に。そこら辺の内容をちょっと教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） 4番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

まず、中山中継局でございますが、設計当時に、何分ほぼ山頂にあるということで、県との設計協議の中で、避雷針を立てると逆に雷を誘導してしまうということで、最初の設計の段階から、避雷針というものは当初はあったようなのですが、途中で、誘導雷を招くということで、避雷針のほうは設置しないということになったようでございます。なので、現場のほうには避雷針はございません。

以上です。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 昔のデジタルの前のアナログのときには、避雷針あったのです。今回はつけないということでやったわけですよ。でも、落ちたのです。今後その避雷針というふうな問題出てくるのでしょうか、そこら辺の考えどうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

避雷針を設置しなくなった時点で、ブレーカー、避雷器等々の設備は、アンテナから来る同軸ケーブルも含め、全てのものについてございます。ですが、今回の損傷具合をメーカーと一緒に精査しましたところ、まず落雷により、東北電力さんの電気の、まずメーターが損傷しておりました。なので、そのメーターからの二次側、施設側のほうに来る避雷器、ブレーカー等々は、あと電源関係の盤もあるのですが、そちらは全て損傷箇所がございませんでした。ただ、静電気とか、漏電した際の地面へ流すアース線のつながっている箇所、主に基盤部分になりますけれども、そのアース線につながっている箇所が全て今回損傷してございます。なので、電力線からの落雷による被害……ちょっと想像になってしまいますが、電力線からの落雷による被害ではなくて、アース線からの雷の侵入ではないかということが今一番、現場の損傷具合から見るに、理由としては考えられるものとなってございます。なので、今後、電力線から来るものだけではなくて、アース線から来るほうも含めて、雷、落雷の対応を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 再質問ございませんか。ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第10号 専決処分の報告について（専決第2号 令和6年度下郷町一般会

計補正予算（第3号））についての件を終わります。

日程第2 報告第11号 令和5年度下郷町健全化判断比率等について

○議長（湯田健二君） 日程第2、報告第11号 令和5年度下郷町健全化判断比率等についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 10ページを御覧ください。報告第11号 令和5年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、一般会計等の普通会計に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

11ページの表を御覧いただきまして、実質赤字比率であります。これは一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和5年度の一般会計等の実質収支額は4億4,421万9,000円の黒字決算となりましたので、同じく11ページの（2）、個別意見、①、実質赤字比率については、令和5年度の実質赤字比率は算定されないとの意見をいただいております。

次に、連結実質赤字比率であります。これは全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和5年度の全会計の実質収支額は5億8,107万4,000円の黒字決算となりましたので、12ページの②、連結実質赤字比率については、令和5年度の連結実質赤字比率は算定されないとの意見をいただいております。

次に、実質公債費比率であります。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。令和5年度の実質公債費比率は6.1%となっており、12ページの③、実質公債費比率については、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っているとの意見をいただいております。

次に、将来負担比率であります。これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。算定された将来負担額は47億1,781万7,000円、それに対する充当可能財源等は65億6,513万8,000円でありましたことから、12ページの④、将来負担比率については、令和5年度の将来負担比率は算定されないとの意見をいただいております。

同じく12ページとなりますが、（3）の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいているところであります。

次に、13ページを御覧ください。中段にあります表の資金不足比率であります。これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。（2）の個別意見では、①の簡易水道事業特別会計、②の農業集落排水事業特別会計、ともに資金不足が発生しないため、資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められるとの意見をいただいております。（3）の是正改善を要する事項につきましては特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいているところであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願ひます。

これで報告第11号 令和5年度下郷町健全化判断比率等についての件を終わります。

日程第3 議案第9号 令和5年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湯田健二君） 日程第3、議案第9号 令和5年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本件につきましては、決算審査意見書が提出されておりますので、説明を求めます。
代表監査委員、五十嵐浩君。

○代表監査委員（五十嵐浩君） それでは、令和5年度下郷町歳入歳出決算等の審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年7月16日審査に付された令和5年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算等を下郷町監査基準に準拠し審査した結果について、次のとおり意見書を提出しますということで、読み上げて報告に代えさせていただきます。

1 ページです。令和5年度下郷町各会計決算審査意見書です。1、審査の方針、2、審査対象の会計、3、審査の期間については読み上げを省略させていただきます。

2 ページ目です。4、審査の結果。読み上げに際し、表の中、括弧の中については省略させていただきます。1、決算の概要。（1）、歳入歳出の状況。令和5年度一般会計及び特別会計合計額の決算状況は、次の「表1 決算額の総額」、「表2 決算額の対前年度比」及び「表3 実質収支の状況」に示すとおり、総合計画は歳入が72億1,266万8,000円、歳出が66億1,019万4,000円で、前年度決算額に比べ、歳入は1億2,285万7,000円の増加、歳出も8,140万7,000円増加しており、歳入歳出差引き6億247万4,000円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金6億247万4,000円から繰越財源2,140万円と前年度の実質剰余金5億5,260万円を差し引いた単年度収支額は、2,847万4,000円の黒字となっております。

（2）、一般会計の決算状況。令和5年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入が51億8,285万8,000円、歳出が47億1,723万9,000円で、歳入歳出差引き4億6,561万9,000円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金4億6,561万9,000円から繰越財源2,140万円と前年度の実質剰余金3億6,276万3,000円を差し引いた単年度収支額は、8,145万6,000円の黒字となっております。

4 ページです。次に、歳入歳出の各款別の状況は、次の「表4 歳入・歳出の款別状

況」のとおりでございます。

(イ)、歳入でございます。歳入決算額は51億8,285万8,000円で、前年度に比べ1億4,368万8,000円増加し、予算現額に対する執行率は98.2%となっております。前年度に比べ、町税は166万4,000円の増収となっております。国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,766万8,000円や、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金が前年比1,426万9,000円増額しましたが、道路メンテナンス事業国庫補助金が前年比9,144万2,000円の減少、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金が前年比1,293万8,000円の減少、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,966万3,000円の減少などにより、全体で1億6,178万7,000円の減少となりました。町債は、消防出張所・分遣所庁舎整備事業や南会津地方環境衛生組合施設整備事業による緊急防災・減災事業債や過疎対策事業債の増により、全体で7,543万9,000円の増加となりました。

(ロ)、歳出でございます。歳出決算額は47億1,723万9,000円で、前年度に比べ4,925万6,000円増加し、予算現額に対する執行率は89.4%となっております。前年度に比べ、土木費は、橋梁補修工事1億8,834万円の減などにより1億2,633万1,000円の減少、商工費は、町内循環型経済対策事業、ウェルカムしもごう観光誘客促進事業補助金など、コロナ感染症対応事業で3,949万7,000円減少となりました。農林水産業費は、林道改良工事の増などにより1億158万8,000円の増加、消防費は、南会津地方広域市町村圏組合負担金の増などにより8,134万1,000円の増加となりました。

6ページ目です。(3)、特別会計の決算状況でございます。国民健康保険特別会計等5つの特別会計が設置されており、その決算総額は歳入が20億2,981万円、歳出が18億9,295万5,000円で、特別会計全体を前年度と比較すると、歳入が1.0%、2,083万1,000円減少、歳出が1.7%、3,215万1,000円増加しております。

各特別会計の決算状況の概要は次のとおりでございます。①、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、次の「表5—1 国民健康保険特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比6.6%、5,066万円、歳出が5.6%、3,953万2,000円、それぞれ減少しております。

また、この制度の加入者である被保険者数の推移は、次の「表5—2 国民健康保険被保険者数の推移」のとおりでございます。令和5年度中は83人の減少となりました。

国民健康保険税収入の推移については、次の「表5—3 国民健康保険税収入の状況」のとおりでございます。令和5年度末の収入未済額は5,640万2,000円となり、前年より302万3,000円減少となりました。

②、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次の「表5—4 後期高齢者医療特別会計の決算状況」のとおりでございます。また、後期高齢者医療被保険者数の推移は、次の「表5—5 後期高齢者医療被保険者数の推移」のとおりでございます。令和5年度中は25人の減少となりました。

8ページです。後期高齢者医療保険料収入の推移については、次の「表5—6 後期高齢者医療保険料収入の状況」のとおりでございます。

③、介護保険特別会計、介護保険特別会計の決算状況は、次の「表5—7 介護保険

特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比2.7%、2,570万1,000円、歳出が8.3%、6,870万3,000円、それぞれ増加しております。

介護保険料収入の推移については、次の「表5—8 介護保険料収入の状況」のとおりでございます。収入済額は1億4,781万5,000円、収納率は93%となりました。収入未済額は、前年度より54万1,000円増加し、1,105万6,000円となっております。高齢化社会の進展に伴い、今後もサービスの利用増が見込まれることから、収納率向上とともに計画的かつ安定的な財政運営に努められたいと存じます。

④、簡易水道事業特別会計。簡易水道事業特別会計の決算状況は、次の「表5—9 簡易水道事業特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比0.6%、137万8,000円、歳出が0.7%、137万8,000円、それぞれ減少しております。なお、公営企業会計への移行に伴う打切り決算による決算額となっております。

簡易水道使用料の収納状況については、「表5—10 簡易水道使用料の収納状況」のとおりでございます。収入未済額は、現年分と滞納繰越分を合わせて7,486万2,000円となり、前年度と比較して209万9,000円増加しております。使用者負担の公平性を確保するためにも、さらなる徴収努力を望みたいと存じます。

簡易水道事業関係公債費の状況は、次の「表5—11 簡易水道事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は、6億1,442万4,000円と、前年度より1億1,631万2,000円減少しております。

10ページ目です。⑤、農業集落排水事業特別会計。農業集落排水事業特別会計の決算状況は、次の「表5—12 農業集落排水事業特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比2.4%、63万7,000円、歳出が6.1%、163万7,000円、それぞれ減少しております。なお、公営企業会計への移行に伴う打切り決算による決算額となっております。

農業集落排水使用料の収納状況については、「表5—13 農業集落排水使用料の収納状況」のとおりでございます。

農業集落排水事業関係公債費の状況は、次の「表5—14 農業集落排水事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は3,966万1,000円と、前年度より437万5,000円減少しております。

11ページ目、大きな2番です。財政の運営状況でございます。財政運営の状況を示す基本的指標の一つである経常一般財源の状況及び性質別決算額の状況並びに実質公債費比率の状況は、次のとおりでございます。

(1)、経常一般財源の状況。令和5年度における経常一般財源の収入額は、次の「表6 経常一般財源の推移」に示すとおり、総額33億523万円で、前年度より3,414万2,000円増加しております。

12ページです。(2)、歳出の性質別状況。歳出決算額を経費の性質別に区分すると、次の「表7 性質別決算額の状況」のとおりでございます。性質別決算額の構成を見ると、義務的経費33.5%、投資的経費12.5%、その他の経費54%となっております。義務的経費の決算額は15億7,814万1,000円となり、前年度に比べ2,745万2,000円増加してお

ります。主なものとして、人件費の決算額は4,503万5,000円増加しており、主な理由は給与改定などによるものであります。公債費の決算額は、197万3,000円増の4億1,980万2,000円となっております。投資的経費の決算額は、5億8,766万7,000円となり、前年度に比べ1億5,648万5,000円減少しております。主なものとして、普通建設事業費の決算額は1億5,395万7,000円の減となり、その要因は橋梁補修工事などの減によるものであります。その他の経費の決算額は25億5,143万1,000円となり、前年度に比べ1億7,828万9,000円増加しております。主なものとして、補助費等の決算額は1億1,230万8,000円の増となり、その要因は南会津地方広域市町村圏組合や南会津地方環境衛生組合における施設整備負担金などの増によるものであります。

(3)、実質公債費比率の状況。実質公債費に関する状況は、次の「表8 最近5年間の実質公債費の状況」のとおりでございます。令和5年度決算における実質公債費比率は6.1%となり、前年度に比較して0.1ポイント改善しました。公債費の増大は財政硬直化の要因の一つであり、将来にわたる財政の健全性の確保に十分配慮し、今後とも起債導入には慎重な取組が望まれます。

以下、文言の説明文に関しては、読み上げを省略させていただきます。

14ページです。大きな3番、財産管理の状況でございます。下郷町公有財産、物品及び基金の状況は、適正に整備、管理されております。令和5年度中の主な増減は、次のとおりでございます。

(1)、土地については増減ございません。

(2)、建物。行政財産の公民館、渡り廊下等57.08平方メートル減、解体でございます。その他の施設、中山風穴公園の公衆便所18平方メートル、解体による減でございます。

(3)、基金運用状況。基金の決算時の現在高は、次の「表9—1 基金運用状況」のとおりでございます。基金の総数は19であり、本年度の積立金は4億2,667万8,000円、取崩し額は3億3,135万円、差引き9,532万8,000円の増加となり、令和5年度末現在高は33億3,674万円となっております。また、財政調整基金の年度末残高の推移は、次の「表9—2 財政調整基金の推移」のとおりでございます。本年度末の残高は、16億9,974万8,000円となっております。

(4)、公金の保管状況。公金は、次の金融機関に預け入れ、管理されていることを確認しております。内訳は、次の「表10 金融機関別内訳」のとおりでございます。

大きな4番、財政指標でございます。財政状況を示す主な指標の推移は、次表のとおりでございます。

16ページ、大きな5番、総括意見でございます。①、令和5年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、関係諸帳簿及び諸書類と合致しており、決算計数は正確であると確認しております。

②、歳計現金についても、関係諸帳簿及び現金預金等を照合した結果、誤りはございません。

③、財産は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、管理も良好なものと認められま

した。

④、歳入歳出とも、違法、不当なものは見当たりません。

⑤、予算執行及び経理事務は、適正に処理されております。

町税等徴収対策連絡会議の開催についてでございます。ここ数年、町税等徴収対策連絡会議の開催及び債権管理条例の制定について指摘してまいりましたが、適用される法律の壁や、債権管理上の個人情報や守秘義務といった制限により、会議での協議が難しいことも担当職員からの説明で理解いたしました。しかしながら、現年度分の滞納を発生させないようにと対応はしていても、実際には少しずつ膨らんでいるのが実情です。町民に対する公平性や財源確保の観点から、滞納繰越額の圧縮については引き続き検討しなければなりません。他市町村の取組等も参考に、引き続き検討をお願いします。

公金の取扱いについてでございます。令和5年度に発生した公金の横領事案については、その後の担当部署の再発防止の対応を評価しています。また、全庁的に現金の取扱いを最小限にする取組も進めているところではありますが、現金の取扱いに関しては決して担当者任せにせず、複数人のチェック体制で管理をして、同じ事案が起らないようにしてください。

財源確保についてでございます。今回の決算審査において、広域行政に対する負担金の額が今後数年にわたり大幅に増える見込みであると説明されました。内容としては、環境衛生組合での施設の更新、南会津広域消防署の各出張所の更新など、町民にとって必要不可欠な施設等ではありますが、負担金の増は下郷町に限らず、郡内町村においても同様に大きな課題となります。本町においても、小中学校をはじめとする老朽化した公共施設もあり、更新時に必要となる財源確保も懸念されるところであります。町として、中長期的な視点で新たに創設された基金管理をはじめ、有利な起債選定を含めた財政シミュレーションの再考をお願いします。

最後に、近年町内において若年層の人材確保が難しい中、現在の行政サービスを維持するため、中途退職者等による人材不足することがないように、部下職員への声かけによる悩みなどの解消等対応をお願いいたします。今回の決算審査において指摘された事項は速やかに改善するとともに、柔軟に事務事業を見直す姿勢を持ち、限られた予算で最大の効果を発揮され、未来創生交流のまちが実現されますよう期待をいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。

なお、質疑に対する答弁は、決算を議会の認定に付するため、提出者である町長及び決算審査意見書を提出されました監査委員に対して求めますので、ご了承願います。

ご質疑ありませんか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君）　令和5年度歳入歳出決算等の審査についてという、この薄い資料を基に1問質問させていただきます。

この資料の14ページ、表の9—2、財調の推移というところについてお聞きしたいのですが、令和元年度から令和5年度末までの残高を見ますと、微増という形で見てとれ

ますが、これは財調、目的があつての微増なのか、結果的に微増になったのかをお尋ねいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの5番、猪股謙喜議員のご質問にお答えいたします。

財政調整基金の微増の原因でございますが、こちらにつきましては、近年、地方交付税のほうで20億円という金額、増えている中で、結果的にこういう形になっているということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 監査委員の総括意見の17ページについて質問させていただきたいのですが、最後に「今回の決算審査において指摘された事項は、速やかに改善するとともに」とありますが、こちらはどのような指摘があつたのか教えていただきたいです。そして、その指摘に対して既に改善した内容はどのようなものがあるのかお聞きします。

あと次が、次は事務報告書のページ17になりますが、企業誘致に関する事務で、町内の企業との意見交換が行われておりますが、こちら各企業の現状と意見があつたようですが、企業からはどのような要望があつたのか。また、企業支援事業を実施したようですが、①の若者雇用奨励金の実績がないようですが、若者の雇用がなかつたのか、それとも企業の申請がなかつたのかお聞きします。

もう一点、幾つかあるのですが、また次は事務報告の114ページ、新しい農の販路開拓支援事業なのですが、こちらは町産農作物の販路拡大及びPRに資するべく、直売所における農産物等のインターネットを利用した販売体制の確立を推進したとありますが、こちらは販売体制の確立はどこまで進んだのか。PRに資するべくなので、インターネット販売による実績とチラシ受付による実績の内訳を教えてください。

次は、事務報告書の124ページです。こちらの下郷町鳥獣被害対策協議会事業の⑤番のICT等新技術の活用における事業の中で、ドローンを購入し、ライセンス取得費16万5,000円と計上されておりますが、このライセンスは誰が取得したのかを教えてください。

次、また質問させていただきます。事務報告書の158ページ、社会教育に関する事務なのですが、こちらは社会教育委員が何名かおられると思うのですが、この方々を参集した会議はなかつたのかという点と、報酬を払っているのであれば事務報告書に記載すべきではないかというところです。

あと次は、こちらも事務報告書の161ページ、163ページなのですが、161ページの(2)の青少年健全育成と163ページの社会事業における主催・共催事業が掲載されているのですが、事業費が載っていないので、こちらもお教えいただきたいです。

あと、これはちょっといいのか分からないのですが、6月の議会の補正予算の質問で、正規の職員と会計年度任用職員が何人予算化して、4月の人事異動で何人になったのかを質問したところ、9月の決算で示されると回答をなされていたのですが、今回は令和5年度の決算ですが、令和5年度の決算だとしても、正規職員の人数と会計年

度職員の人数が報告が見当たらなかったのですが、どのようになっておられるでしょうか。

以上、6点です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（五十嵐浩君） 8番議員のご質問ですが、最初の決算審査の指摘事項についてですが、こちらの冊子の町税等徴収対策連絡会議等の開催と公金の取扱い、財源確保について指摘させていただいて、町へ通知しております。今後、改善計画が町からなされますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいま8番、星和志議員からの事務報告書17ページの企業誘致に関するご質問でございますが、まず1点目、企業との意見交換会に関しましてのお話といったものがあつたかというふうなご質問だったかと思いますが、今回のコロナ禍を経まして3年ぶりの開催ということもございまして、各企業の現状等を確認をさせていただいた中身になってございます。

あと、今2点目のご質問にありました企業支援事業に関する様々な補助拡大ですとか、そういった要望等もございましたので、そちらのほうを今後の町政等に生かしていくというような考え方で、ご意見のほう伺っております。

2点目の企業支援事業に関します①番、若者雇用奨励金に関しましては、現在こちらのほうは令和2年から制度のほう開始しております、まだ制度のほうがよく周知されていないというふうな、大変申し訳ございません、部分もあろうかと感じておりますので、その辺は折を見て各企業のほうに周知徹底のほうを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） 8番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは事務報告書114ページの新しい農の販路開拓支援事業につきまして、インターネットを活用した販売体制の確立の推進ということで、どの辺までということでしたが、基本的にインターネットに関する動きとなりますと、観光公社ですとか道の駅の地域振興株式会社ですとかの動きによるものなのですが、そちらのほう、ホームページがあればホームページ、もしくはメールという形のもので注文、販売という形が行われております。

まず、その内容になりますけれども、事業内容、地域振興株式会社のほうでは388セットの事業内容に対して、チラシによるものが242件、残りがインターネットやメールということ関連で146件でございます。観光公社につきましては、658セットの中のチラシによるものが610件、インターネット、メールによるものが48件となっております。

続きまして、ICT、124ページですけれども、ICTのライセンス取得に関する話ですが、こちらのほう職員2名で取得ということになってございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 職員の人数についてお答えいたします。

令和5年度当初の人数になりますが、正規職員のほうは99名、会計年度任用職員は66名で、合計165名という形になっておりますが、こちらの中身の公表につきましては、広報紙、10月1日現在を、恐らく11月号だと思うのですが、そちらのほうで毎年報告しているところがございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 8番、星和志議員の質問にお答えいたします。

まず、社会教育の委員の人数ですが、5名おります。こちらの委員の方には社会教育関係の事業を審議していただくということで、年2回ほど開催しております、こちらの委員の方につきましては、費用弁償という形で1回2,200円の費用弁償をしております。そういった中身になっております。

あと……

（何事か声あり）

○教育次長（只浦孝行君） すみません。その事業費ということで、すみませんが、ちょっとどういった事業費だったのか、ちょっともう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 青少年健全育成と社会事業における主催・共催事業についての事業費ですが、161ページの（2）の青少年健全育成、こちら事業費かかっていると思うのですが、かからないのですか。それと、163ページの社会事業における主催・共催事業についての事業費。こちら事業費のところに事業名が書かれています、163ページに関しては。

（何事か声あり）

○8番（星和志君） 事業費が書かれていないです。そして、161ページは事業費も抜けています。

以上です。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） まず、161ページでございますが、こちらは青少年健全育成ということで、事業につきましては補助金という形で各団体関係に出してございまして、あと163ページにつきましては、事業費と書いてありましたが、事業名ということで、すみません、こちらにつきましては間違った記載となっております。失礼しました。訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 163ページの主催・共催事業は、事業費はかかっているのですか。161ペ

ージは補助金っておっしゃられましたが、163ページはどうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 主催・共催事業となっております、今まで確かに事業費としては掲載しておりませんでしたので、こちらにつきましては今後検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 再質問ありますか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） まず、1つ目の監査委員の総括だったのですが、これ現在改善がなされていないものはどのようにしていくのか。この令和5年の指摘は、指摘して改善した内容はさっき述べられたものだったのですが、その点で改善されていないものは今後どのように改善していくのか。これ執行部のほうですか。が1点と。

2つ目の質問は、分かりましたが、この内容なのですが、こちら企業誘致の内容ではないと思うのですが、何か企業誘致に関する事業は行われているのですかというのが1つです。事務報告書のページ17の企業誘致等に関する事務だったのですが、この内容、企業誘致等に関する事務ではないと思われるのですが、これ質問追加になってしまっているのですけれども、それをちょっと1点お聞かせください。

あと、114ページの農の販路開拓なのですが、こちらもPRに資するべくとあるのですが、道の駅はホームページもないのですが、そしてフェイスブックも更新がなされていないようなのですが、その中でインターネットを活用した販売体制の確立を推進したに該当するのかなというのがこちらの再質問です。

あと、4つ目の事務報告書124ページのライセンス取得費、職員2名だったのですが、この職員は、職員なので異動などがあると思うのですが、その場合どうするのか、また取らせるのかという質問と。

次が、158ページの社会教育は承知しました。

161、163ページのさっきおっしゃっていたのも、この補助金名、161ページの青少年健全育成の補助金を支出しているのですが、これ補助金は上げなくていいのか。

そして、163ページの主催・共催事業、社会事業における主催事業は検討するとのことで、承知しました。あと、職員数も承知しましたので。

再質問、以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問の最初の質問でありました、今回の監査の指摘事項についての改善計画等について、その意見はどうするのか、改善の部分どうするのかというお話でございますが、今回のこの決算監査におきまして、一応時系列の話しますと、町長の提案理由にもあったのですが、7月に決算監査ということで、約1か月かけて五十嵐代表監査の下、職員が監査を受けております。その監査に基づきまして、今回の指摘をいただいていると。この冊子の1枚目、表紙見ていただくと分かるのですが、それを受けて8月22日にご指摘をいただいているのです。そうしますと、ま

だ1か月たっていないレベルの中でご指摘をいただいたところでございますので、この後、担当所管のほうの職員のほうでこの改善計画のほうをつくりまして、そちらのほうを提出する流れとなっておりますので、現時点においてはここには入っておりません。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） 8番、星和志議員のご質問にお答えさせていただきます。

事務報告書17ページの企業誘致等に関する事務に関する部分ですが、企業誘致の項目がないのではないかとというふうなご質問でございました。

申し訳ありません。こちらが企業誘致等というふうな記載になってございますので、町内にもう既に進出済みの企業に対する支援のほうもこちらに記載をさせていただいております。企業誘致に関しては、残念ながら今のところ取り扱える案件ございませんので、こちらのほうの記載はされていないというような部分になりますし、町内企業との意見交換ですとか企業支援の部分も、厳密に言いますと企業誘致にもつながる部分あるかと考えておりますので、こちらのほうに記載させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） 今ほどの星和志議員の再質問ということで、114ページになりますが、販路拡大及びPRに資するべくということで、道の駅に関してはホームページ、もしくはフェイスブックの更新がなされていないということでお話があったのですが、まず初めに販路拡大が初めに始まったという中身だと私は認識しておりまして、それに付随してPRもという形になってくるかと思っております。一応販売所さんにおけるという形になりますから、今後は販路拡大並びにという形でPRのほうも併せて進めてほしいという考えではございますので。なお、各販売時におきましては、そういった方法と申しますか、そちらのほうの拡大もしくは進捗のほうを進めていただきたいということで話をさせていただきたいかと思っております。以上でございます。

あと、124ページのほうのライセンスの取得の件につきましては、当然職員の異動というのがございますので、異動した際のことと考えてはいかなければならないのかなというふうには思っておりますので、その都度対応させていただきたいかと思っております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君、3回目です。

○8番（星和志君） 再質問あるものだけ再質問させていただきます。

今ほどの114ページの新しい農の販路開拓支援事業なのですが、インターネットの活用など推進をして指導していかなければ、ただ町が補助金を与えているだけで、補助金に依存する企業になってしまうので、こちらは指導していただきたいです。補助金なくなれば、売上げも下がるようになるのではないのでしょうか。

あと、次の124ページのドローンのライセンス取得費なのですが、これ職員の異動が分かっているのならば、捕獲隊に取らせたほうが負担もなく進むのではないのでしょうか、

町負担も。

以上です。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） 今ほどの再々質問についてですが、販路拡大につきましては、コロナ禍から始まったというところでございまして、あまり買いに行けないとか、そういったところから始まって、別な方法でもできますよというところがそもそもの発端だったと私は思っているのですけれども、こちらのほうも当然やっていく分にはPRしていかないと、町の負担が例えば発送代とか箱代とかという形になるのですけれども、出すばかりでという形となりますので、なお各販売所につきましてはお話をさせていただきたいなと思っております。

あと、ライセンスの取得に関しましても、実際その職員が異動になるというのが分かるのは、実際に年度末の頃にならないとなかなか分からないという部分もありまして、必ずそれが起きますよということではないので、自治体のほうでそれが果たしてできるのかどうなのかというのも内容含めまして検討させていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君、もう3回ですから。答弁漏れはございませんか。よろしいですか。

○8番（星和志君） はい、ありません。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 事務報告書、これの21ページ、ふるさと納税に関する事務の中の2番、寄附金使途状況の中に、令和5年度の基金残高1,929万406円、これをふるさと応援基金に積み立てると書いてあるのですが、この決算書の105ページ、ピンクの紙の特別会計決算書、この中にふるさと応援基金会計1,728万8,000円というふうに計上されているのですが、どうもこれ200万円ちょっと合わないのです。これちょっと、なぜ合わないのかなというのが不思議でありますので、これ教えてください。

それと、事務報告の139ページで、この中に農政に関する事項、農地利用の最適化活用の中の農地の利用状況調査、これの農地面積、耕作地及び遊休農地の面積が掲載されているのですが、前年度比でどうなっているか、これを教えてください。

それと、事務報告の171ページ、文化財保護に関する事務の中の②番、町単独事業、ここで自動火災報知設備修繕事業というふうに書いてあるのですが、これ昨年4件助成を行ったようなのですが、この4件の補助率がばらばらになっているものですから、補助率の基準というものはあるのかなと。これをちょっと教えていただきたい。

それと、この監査委員の報告の17ページの財源確保についてというところに、衛生組合、南会津広域のやつが書いてあるのですが、これ先般の9月2日、議会に広域、合併するのに当たって説明は行われました。それで、ちょっと町長さんにお聞きしたいのですが、広域には檜枝岐は入っています。衛生組合には檜枝岐が入っていないということで、どうも何か、入ってなくて統合して議員さんを1人増やしますというのはこの前の8月の29日の衛生議会でも南会津の議員のちょっと話はしたのですが、議員さんも話

しましたのですが、どうも何か疑問を持っているのです。これ衛生部門には檜枝岐村は入らない、今までどおり可燃ごみのお金だけを払うと。今まで分担金でやっているわけですから、その辺で、町長さんは広域の管理者ということであるのですが、下郷町長さんとしてどのような考えを持っているか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

それともう一点、その財源確保の前の公金の取扱い、これについてなのですが、公金横領というのですが、これ多分今年の1月ですか、米の放射能検査、それでJA職員が何か着服したという記事が載っているのです。その中で、郡内町村全てが構成員として、構成団体ということで組まれると思うのです。そこで、町への予算決算には影響なかったのか。それと、町が構成団体だとすれば、この事務報告に記載すべきではないかなと私は思うのですが、その辺、5点ほどお聞かせください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

まず、事務報告書21ページの中段、寄附金の使途状況にふるさと応援基金の残高、1,900万円ほどの記載がございます。こちらと、決算書、ピンクの冊子になってございますが、こちらの105ページの基金会計の残高が異なるのではというふうなご質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、まず決算書のほうが年度末現在の数字になります。事務報告書のほうが出納閉鎖時点の数字でございまして、通常ふるさと応援寄附金の会計上は一般会計に寄附金が一回入りまして、その年にかかった経費をそこから差し引いた分を基金に繰り入れるというふうな会計上の流れになっておりますので、どうしても出納閉鎖時点でのお金の流れがございまして、年度末時点と出納閉鎖時点で数字が異なるといった中身になってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 9番、星邦一議員の質問にお答えいたします。

事務報告書の171ページですが、こちら②の町単独事業ということで、火災報知器の部分ですが、事業費に対しまして90%の補助となっております。1,000円未満を切り捨てておりますので、4万1,250円に対して3万7,000円ということで補助金を出しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 農業委員会事務局長、大竹浩二君。

○農業委員会事務局長（大竹浩二君） 事務報告書139ページの農地の利用状況調査についてお答えいたします。

農地面積ですが、ヘクタール単位で申し上げます。今年度1,291.3ヘクタールでございましたが、昨年度は1,334.8ヘクタールで、43.5ヘクタール減少しております。うち、農業振興地域内面積でございまして、令和5年度1,269.3ヘクタールに対しまして、令和4年度は1,269.4ヘクタールで、0.1ヘクタールの減少となっております。耕作地ですが、令和5年度933.3ヘクタールに対しまして、令和4年度は915.8ヘクタールと、17.5ヘク

タール増加しております。遊休農地につきまして、緑区分、こちらは程度の軽い遊休農地でございますが、令和5年度115.7ヘクタールに対しまして、令和4年度は147.8ヘクタール、対前年比で32ヘクタール減少しております。黄区分、こちらは重度の遊休農地になりますが、令和5年度222.1ヘクタールに対しまして、令和4年度は267.6ヘクタールと、46ヘクタール減少しているという結果となっております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） 今ほど、9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

恐らくお話にあったのが南会津地域の恵み安全対策協議会という協議会がございまして、そちらの事務職担当の者が横領しましたよということで、多分去年の10月ぐらいに新聞報道されていた内容でないかなと思うのですけれども、こちらの活動資金のほうは、何か県の補助金のほうで全て賄っていたということなのです。町からの負担金というのは一応発生していませんで、何回か会員となっております、私、農林課長も含めて会員となっているわけなのですが、そちらのほうで会議のほうを何回かさせていただいているというのが事実上だと思います。私、農林課長になってからはまだちょっとその辺の会議のほうなかったの、実際どのような内容なのかというのはちょっと分かっていなかったのですけれども、実際にお金の動きというのがないものですから、一応今回の事務報告書、以前からなののですけれども、載せていなかったというのが事実でございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、9番、星邦一議員の、環境衛生組合、それから広域市町村圏組合の統合の関係につきましては、郡内4町村の管理者会、それで合併、統合することについての結論を得まして、その準備体制を今年の4月から両職員が担当となって準備室をもって進めているわけですが、まず議員の定数については議長会で提案されたものについて尊重すると。それで、あくまでも理由の中身としては、檜枝岐村の議員の方が議長になった場合、広域の、あるいは環境衛生組合の中は入っていないのですが、それ一遍一緒になった場合、合併になった場合に議長としての発言はできるかと思いますが、1名増員したらどうかということをお前は報告を受けています。管理者として報告を受けていますので、それは尊重したいということでございます。

なお、統合についての檜枝岐がということにつきましては、檜枝岐はごみ処理の一般廃棄物については搬入して、負担金を収めているということでございます。それ3町村で運営するのか4町村で運営するのかということについては、管理者会で、やはり同じ郡内であるので、やはり入っていただいて運営していくということが一番いいのではないかという結論の下で準備室を設けたわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 町長さんが言ったとおり、やっぱり足並みをそろえるということで、

下郷、南会津町、只見町、檜枝岐ということで、足並みをそろえて分担金でやるということ、早急にそれを決めてほしいなと思います。

それと、1点だけ。先ほど農林課長が言った公金のほうなのですが、やはりそういうものがあってはならないということで、当時の構成団体というのはJAさんと町村が入って、あとは多分米穀屋さん、米出荷業者さんかな、そのほうが入っていると思うのです。ちょっと調べたところ、そうなのですが、その中でやっぱりこういうのがあったということで、差し障りなかったら、当時の会計監査というのはいずれのほうをやっているのかなと思ったのですが、分からなければいいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） その関係については、もう既に解散、その組織自体は解散しました。

それで、町村が1年で交代、檜枝岐は入っていませんが、米作りますので、だから1年で交代しているのです、その当時の監査というのは恐らく、私は記憶はないのだけれども、とにかく県の指導でその団体を各町村でやってくれということになった。その協議会を、農協さんが事務局だった。だから農協さんから資料を頂ければ当時の監査委員という名前が判明しますけれども、既に解散した団体ですので、それを農協さんが公表するかしないかは、ちょっと今のところでは返事をする、はっきりとは言えませんので、それはご了解いただきたい。とにかく1年交代で、只見の次は下郷、下郷の次は田島と。最終的には農協さんになったのです。ですから、農協さんのときの監査委員が誰だったかということに分かると思いますから、その資料を頂ければその当時の監査委員が分かるということです。ただ、私のほうで行って、調べるから出してくれないかって言っても、それは農協さんで、いや、それはまずいですと、まずいというか、公表しませんが、それまでの話です。よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 解散といっても、令和5年度だったものですから、一応質問しただけであって、分かり次第教えていただければありがたいなと思ったので、今言いました。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） 事務局のほうに関してなのですが、定かな記憶がもうちょっと曖昧な部分若干あるのですが、設立当初、最初に南会津町のほうが3年、次に下郷が1年、只見が1年やって、その後は農協さんのほうが事務局を引き継いでずっとやっているというふうな状況でございました。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れないですか。

○9番（星邦一君） ないです。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 質問させていただきます。

今回の決算監査、本当にお一人で、代表監査大変だったと思われます。本当にお疲れさまでした。

監査委員の意見書の中で町執行部に質問いたしますが、町税等徴収対策連絡協議会と

というのは一昨年のおきも指摘させていただいて、すぐに会議が開催され、協議がなされたということで去年の決算報告にはあるわけなのですが、今年には町税等徴収対策連絡協議会の開催及び債権管理条例の制定の指摘に対しては、法律の壁や債権管理上の個人情報、守秘義務といった制限により、会議での協議が難しいという説明があったと報告書にあるのですが、滞納はやっぱりどんどん進んでいるわけです。そういう実情を加味して、ここで伺いますけれども、昨年度何回開催されたのか、町税等徴収対策連絡協議会。それから、債権管理条例の制定における個人情報や守秘義務の制限はどのようなことなのかお聞かせください。

それと、滞納繰越額の圧縮についての検討する意見がなされていますが、今後、町はどのように対応していく方針なのか。

それから、地方自治法では、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類を提出しなければならないとされているはずなのですが、昨年度に提出された事業報告や今回提出された事務報告には町税等徴収対策連絡協議会の開催状況が掲載されていません。このことについて、滞納問題を重要問題と思われましても、掲載すべきではないかなというふうに思います。その点について監査報告のほうから質問いたします。

それから、あと事務報告のほうですが、ページ数126の2、農村集落基盤再編・整備事業で、芦ノ原地区と三ツ井地区の営農飲雑用水施設工事が実施されましたが、この両地区の工事はいつ完了し、いつから供用開始されるのかお伺いいたします。

それから、130ページの発注番号22—1、新生児への木製品等作成業務委託がございませぬ。昨年は、新生児15名に対して決算が99万9,900円だったのです。1名当たり6万6,660円なのです。今年には新生児10名なのですが、96万3,600円、1人当たり9万6,360円。2万9,700円の差があるのですが、これはどういう状況だったのか、お教え願いたいと思います。

それから、ページ151、教育総合会議というような名前があったかと思うのですが、教育委員会のような会議の上にあったような気がしたのですが、そういったものがあるのかどうか。この名称の会議が開かれたのかどうか、まずお伺いします。

それから、157ページの学校給食に関する事務で、前回、昨年たしか委託先が明記されていないという質問があって、今年には明記されました。ただ、委託費がどこにどうあるのかさっぱり分からないという状況なので、この業者に対する委託費というのは、分かるどころどこかあるのか教えてください。

それから、157ページの施設・設備の整備状況に修繕が3つほどあるのですが、これは152ページの事業費に含まれているのかどうか、その点お聞かせください。

それと、158ページの2、芸術文化鑑賞事業についてなのですが、わんぱく寄席のほうには85万円と記載されているのですが、芸術文化のほう、多分映画とか何か開催されたのだと思うのですが、それについてはまた昨年も記載がなく、今年も記載がないのです。記載されるところとされていないところってどういう理由があるのかお聞かせください。

それと、あと決算書のほうで19ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、給料、それから職員手当等、共済費、42ページの教育費、教育総務費、事務局費、この中の給料、職員手当等、共済費、これが不用額が相当大きいのですけれども、これだけ、異動があったということもあったとしても、その都度補正されているはずなので、大きな不用額というのは生じないのではないかと思われるのですけれども、何でこんなに大きいのか、3月で補正で整理できなかったのか、お伺いいたします。

それから、20ページ、21ページに、総務管理費の中の財産管理費、それから企画費、やはりこの報酬に対して不用額が100万円とか240万円とかとあるのですが、この要因は何だったのか、お教え願いたいと思います。

同じく20ページの財産管理費で、需用費と役務費と委託料、これもかなりの不用額が出ているのです。これ要因を教えてください。

それから、27ページの民生費、社会福祉費の社会福祉総務費、この負担金、補助及び交付金の900万円以上の不用額となった、これ理由というのは何なのかお教えてください。

それと、31ページの衛生費、予防費、保健事業費、母子衛生費、これもかなりの不用額が出ておりますが、3月補正で精算できない事業だったのか、その点お教えてください。

あと、41ページの土木費、住宅費の住宅管理費なのですが、委託料147万8,000円というのは、予算額に対して支出ゼロなのですが、これ一昨年もそうかなとは思っているのですが、その辺の理由をお聞かせください。

それから、財産に関する調書のところで101ページ、公有財産、土地及び建物、今年のこの時期の議会でも、土地及び建物にクラインガルテンの記載が、施設が入っているのではないかという指摘があったはずなのです。そのときに次年度より掲載するというふうに回答されていたのですが、今年度もクラインガルテンの名前はどこにも出てこないのです。これは町の財産ではないのですか。その点お伺いいたします。

それから、あと、これ農地はなかったのでしょうか、町には。町に農地というのはあるのかないのか。

それから、あと104ページの商品で、クラインガルテンにトラクターがあったかと思われるのですけれども、あったとすれば、ここに記載されていないのはなぜか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいま10番、山名田久美子議員からご質問のございました決算書21ページの企画費の報酬のほうが残があるのですがというようなお話でございました。こちらのほうにつきましては、地域おこし協力隊3人分の人件費相当を予算額として計上させていただいておりますが、3人分計上させていただいております、現状、5年度ですと2名で、1名が途中で退任というような形になりましたので、そちらのほうの残ということでご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。3月補正のほうで落とすというふうなことも当然想定はされるのですが、

何分通年で募集しているというふうな関係上、予算のほうを確保しておきたいというふうな考え方もございましたものですから、補正のほうの対応をしなかったというふうな考え方になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ご質問のありました人件費等の不用額、総務費、教育委員会関連、あとは財産管理費等の報酬も含めましての答えなのですが、まず人件費の給与の部分に関しましては、育休等の休暇等がありまして、そこで予算を落とすわけにもいかずという部分と、あとは中途退職者が出たというところでの予算でございます。ただ、ご指摘あった中身としましては、3月末の整理の際に落とさなかったのかという部分の意味合いも含まれていると思ひますので、今後そこに関しましては検討しまして対応してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ごめんなさい。それで、今の整理できなかったのかという部分、ちょっと訂正させていただきますが、3月議会での計上となりますと、2月末時点ぐらいの中身での対応が必要となってまいりますので、実質3月末まで在籍しているかどうかという部分を考慮入れますと、ちょっとそこは反映するのが難しいということで、ちょっと訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

あと、財産に関する調書、クラインガルテンが入っていないのではないかというようなご指摘かと思ひました、101ページの。ここに関しましては、もちろん町の財産でありますので、計上すべきだと認識しております。ただ、私、今手持ちの資料ございませんで、その他の施設に入っているのかどうか、そこはちょっと確認させていただきますが、いずれにしてもこの部分を確認しまして、後ほど報告したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。万が一入っていない場合は、当然対応が必要かと思ひれますので、対応はしたいと思ひます。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまの山名田議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

決算書の41ページでございます、上から4段目ぐらいにあります委託料147万8,000円ということで、こちらにつきましては、滞納家賃に関しまして弁護士の委託料、毎年計上させていただいております。何かトラブルその他が生じた場合の予算という形になりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） それでは、山名田議員の質問にお答えいたします。

まず、151ページの総合教育会議ということでご指摘をいただきまして、去年は1月ですか、1回開催しておりまして、そちらの記載がちょっとこちらのほうにはなかったということなので、ここの記載について検討していきたいと思ひます。

あと、157ページの学校給食に関する事務ということで、給食費の記載ですが、こちら

につきましては、金額のほうにつきましては152ページの一番下になりますが、(3)の学校給食費保護者負担軽減助成ということで金額が書いてあります。事業費が2,235万2,985円、町補助金が1,770万6,800円、こちらの差額につきましては、職員とか先生方の実費負担分が入って事業費が総額となっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、その下の、157ページの(2)、施設・設備の整備状況ということですが、こちらにつきましては、こちらの事業費とはまた別に、修繕という形で記載させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、158ページの芸術文化鑑賞事業ということでございますが、こちらにつきましては年2回、6月と12月となっております、こちらにつきましてはジイゴ坂学舎のミルフィルムさんのほうに年間委託をしております、委託料が昨年は65万円ほどということとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 税務課長兼会計管理者、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

町税等徴収対策連絡協議会の開催についてでございますが、ご指摘のとおり開催のほうはできておりませんでした。開催としまして、令和3年度には2回開催、令和4年度には1回開催してございますが、令和5年度のほうには開催はできておりませんでした。こちらは町全体で抱える滞納繰越額について、解決すべき町の優先課題として各課等で認識はしておりますが、今後関係各課が共通認識で対応する連絡調整の場としての位置づけとしても有意義な場と思っておりますので、今後開催を含め、検討してまいりたいと考えております。その方への今後の滞納対策としましては、臨戸等による徴収業務を継続しながら、下郷町町税に係る滞納処分の執行停止等の事務取扱要綱を適切に運用しまして、滞納の圧縮を図っているところでございます。

また、今年度に関しましては、主体的な滞納繰越整理の取組を促すために、徴収率の向上を目的としました福島県の市町村税滞納整理スキルアップ支援事業を活用しております。県職員、国保税徴収アドバイザーの派遣を依頼しております、市町村の現状の課題を共有しながら、徴収担当職員への研修、具体的な滞納処分までのほうを一貫してご協力、ご指導いただいております。より一層徴収率の向上に向けて取り組んでいるところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

決算書におきます民生費の社会福祉費の残額が多い、それから衛生費において保健衛生費の、こちらにも残額が多いというご指摘でございますが、社会福祉費におかれましては老人福祉費や障害者福祉、それから児童福祉など、これは5年度分については、6月分のこれ補助金関係なのですが、6年度に精算というような形になっております。5年度分は翌年精算。したがって、このような形で繰越しが残額が多くなっているとい

うことですが、ご理解のほうよろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） ただいまの山名田久美子議員の質問にお答えします。

まず、事務報告書のほうの126ページ、営農のほうの農村集落基盤再編・整備事業に関する県営の事業に関する内容になってございますが、芦ノ原と三ツ井地区におかれてやっております営農飲雑用水施設の工事についてということで、芦ノ原につきましては今年度、三ツ井地区に関しましては来年度一部暫定の供用開始、その後、戸石川を横断するための施設に関する協議というのが少し難航してございまして、そちらのほうの協議が済み次第ということで、ちょっとあと四、五年はかかるのではないかと、長くてということでもあります。

続きまして、木工品、4年度と5年度の違いということで、当然その4年度15人、5年度10人ということで、人数的な違いはあるのですが、金額的なもので大体同額程度という金額を示させていただいておりますが、製作しております内容につきましてちょっと差がございます。令和4年度につきましては、木製のおわんですとか、お食い初めるときに使います食器関係3点セットをつる籠に入れたものを1つのセットとして配付しております。それと、5年度におきましては、食器のセットと、あと足形を示したセット、これまた3点セットになるのですけれども、そちらのほうでつくり分けしてございます。細かい単価等はございませんが、やっただいている業者さんのほうに見積りをいただいております。本年度につきましても実施している状況でございます。

もう一つ、決算書のほうの車両ということで、クラインガルテンのほうにトラクターがあるのではないかとということだったのですが、これは実際でございます。一応この辺に載ってはいなかったのですが、実際にあるというのは確かでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） お知らせします。

正午となりましたが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力お願いたします。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、再質問させていただきます。

まず、事務報告の126ページ、先ほどの農村集落基盤再編ののですが、これ供用開始というふうになった場合、これ各集落に指定管理委託という形になるかと思われるのですけれども、芦ノ原地区については今年供用開始というふうに先ほどおっしゃいましたよね。そうすると、それ以降指定管理という形で委託するような形になるのか、1点お伺いたします。

それと、学校給食に関する私の質問は、委託会社に幾ら払ったのでしょうかということなので、給食費が云々かんぬんではなくて、委託会社に幾ら払っているのかという。さっき委託名は入っているのですけれども、委託会社に対するあれが入っていませんので、その金額をちょっとお教えください。

それから、あとは新生児に対する木工製品なのですけれども、これあまりにも年々、もし万が一これから減って行って、減っていてもこの金額というのは、やはり見積りを取って出てきたらそういう形を取るのか、その点1点お聞かせください。

それとあと、クライנגアルテン、もし入っていなかったら、これおかしいです、今まで入っていなかったとしたら。その他に入っているとたしか去年おっしゃったような気がするのですけれども、もし入っていないとしたら、では町の施設を今までどこにも記載していなかったのかということになってしまうので、その点もう一度お聞かせください。

あと、トラクターについては、来年は物品として載せるかどうか。あるということ確かであれば、やっぱり載せるのは当然だと思いますので、その点についてお聞かせください。

あともう一つ、町税等徴収対策について、去年は開かれなかったということなのですけれども、債権管理条例の件も先ほど言ったのですけれども、ここで個人情報や守秘義務の制限ってなると、これ町の中の役場職員で構成する協議会が、この守秘義務が守れないから開かれない、難しいということなのか、その点どういうふうに考えていらっしゃるのかお聞かせ願いたいと思います。

それとあと、先ほどもう一つ聞いたのが、公有財産のところ、町として所有している農地はあるのかという質問したのですが、農地というものはあるのかどうか、その点をお聞かせください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 10番、山名田議員の質問にお答えいたします。

先ほど金額のほうですが、委託料、ジーエスエフに払っている委託料ですが、決算書の49ページになります。学校給食共同調理場運営費ということで、その中の12番の委託料とございますが、3,015万6,500円という支出額になっておりますが、こちらが委託料の金額となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長（猪股朋弘君） 今ほどの山名田久美子議員の再質問にお答えいたします。

芦ノ原が今年一応完了ということで、指定供用開始になりますが、その後の管理というものは一応指定管理の方向で考えてございます。一応ほかにも給水施設等ございますので、そちらのほうと同じような扱いになっていくかと思っております。

続きまして、木工製品の関係なのですけれども、当然人数が減れば、それ金額的には減という形になっていくのかと思うのですが、その内容にもよって金額を決めていくという形になるかと思っておりますので、単純に人数だから1万円、2万円で減っていくのではないという形ではないということだけ考えさせていただきたいなと思っております。

実際、あとトラクターの件につきましては先ほども申しましたとおり、ありますので

載せていくような形になるのかなということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 2つほど。1点目は、財産台帳にクラインガルテンが入っているか、入っていないか。先ほどの答弁の、私、趣旨としましては、その他の施設に入っているかどうか、その他の施設の明細、ちょっとお持ちしていませんので、その部分確認しまして後ほどご報告しますという答弁でありましたので、よろしくお願います。

あと、農地につきましては、この台帳を見る限り、その明細、そこにつきましても確認できておりませんので、なおそちらも併せて後ほどご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 副町長、室井哲君。

○副町長（室井哲君） それでは、私から、今ほど10番、山名田久美子議員のご質問、町税等徴収対策連絡会議の件についてご答弁を申し上げたいと思っております。

議員おただしのとおり、申すまでもなく、各債権につきましては負担の公平性の観点からのご負担いただくべきものはご負担いただくという姿勢で臨まなければならないものと考えております。しかしながら、その一方で、数千円の少額な債権のために数万円以上の費用を費やして回収することは不合理と考えられる点もございます。また、回収困難な債権を長期間管理し続けることによる管理コストの面も十分考慮しなければならないものと考えております。そのため、これらを踏まえて、まずは回収困難な債権の整理に視点を置いて、町税等徴収対策連絡会議において債権管理条例の整備を検討してまいりました。

しかしながら、町税等徴収対策連絡会議は、議員おただしのとおり、全庁的、全庁横断的な組織であるため、各担当部署が所管する債権も、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権に分かれてまいります。さらに、それぞれ適用される法律も、民事法、地方自治法、地方税法などの違いがございまして、また調査権限にもそれぞれ違いがございまして、これらことから、現在までに債権管理条例の制定には至っていない経緯がございまして。

以上、これまでの経緯につきましてご答弁を申し上げましたが、五十嵐浩代表監査委員のご意見どおり、公平性の確保、財源の確保の観点からも、合理的能率的な債権管理を念頭に、これは引き続き取り組んでいかなければならない事項であると考えております。なお、今後の町税等徴収対策連絡会議につきましては、今ほど申し上げましたことなどを勘案しますと、従来どおり全庁的な組織がよろしいのか、それとも債権の種類に応じたグループによって今後の滞納整理を考えていく方法がよろしいのか、その辺を含めまして今後検討をさらに加え、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 先ほど101ページの決算書の財産に関する調書の中にクラインガルテンが入っているかどうか、ちょっと後ほどという話しでしたが、確認しましたら、公共用財産の中のその他の施設に含まれているという確認できましたので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では最後に、徴税対策について、きちんとやっぱり会議を協議会を開いていただくというのはもう当然のことなわけですけれども、やはり先ほど言われたように、税金だと落とすことできる部分ってあるのです。ただ、料金だと落とせないということもあって、確かに大変は大変なわけですけれども、やはり去年の住宅なんか見ても、330万円ぐらい現年で滞納があるのです。それが、今までの滞納も含めると7,300万円。水道が590万円に対して、滞納が6,895万円ぐらいあるのです、今までのが。合わせて7,400万円。こういったことを考えると、やはり今までの滞納もあれば、もう年々年々増えているのです。それが1万円2万円ではないのです。やっぱりその辺を考えると、きちんと払っている町民に対してどういうふうに応えていくのかということも考えたら、やはりこれはきちんと考えていくべきではないかと思っておりますので、その点本当に考えていただきたいと思っております。

それと、今、公有財産のほうにクラインガルテンが入っているということですので、やはり次年度はクラインガルテンとしての施設名できちんとこの報告書に載せるべきではないかと思っておりますが、その点はどうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまご指摘受けましたクラインガルテンにつきましては、今後、大きな施設でございますので、検討したいと思います。ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君、最初の町税のことをもう一回説明してくれますか。

○10番（山名田久美子君） やはり町税がこれだけ年々、単年で増えているということを見ると、やはり本当に真面目に払っている町民に対して、滞納するというのはいろいろ事情があったとしても、もうずっと積み重ねだと思っております。その辺をやはり鑑みて、きちんと徴税対策協議会、あるいは債権管理条例の制定に向けて、やっぱりやっていただきたいというのが思いです。

先ほど今後やっていくということはおっしゃっていただきましたので、これで質問を終わります。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 私から。非常に税金の滞納、使用料の滞納というのがかなり増えてきている状態の中で、それぞれの課、担当係、一生懸命頑張っていると思っております。これ地方自治体で一番難しい仕事なのです。そして、それをどのように処理していくか、あるいは

は欠損するのか、あるいは差押えするのかということも、一つは検討していかなければならないと思いますので、ぜひ会議は開かせていただいて、町税の収納率アップにつなげてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） ほかにありませんか。

（「休憩」の声あり）

○議長（湯田健二君） では、これから休憩します。（午後 0時15分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後 1時00分）

4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 事務報告書の中で、61ページに消防設備に関するものが書いてあるのですけれども、これは町長に聞きたいのですけれども、昔、私が庶務部長をやっている頃、阿部公団長の頃だったか、消防の再編ということで、全ての部がではなくて、2つ部を設けて、あと下は班にしたのです。そういうふうにして、どっちがなくなってもいいよというということで、その部はそのまま、あとは小さい部を班にしてということをやったことあるのですけれども、今、先ほども金かかると、広域消防と衛生組合も金かかるということで書いてありますけれども、それ下郷も、私やっていた頃、昔倉村と檜原も一つ統合するというわけだったけれども、倉村に反対されたのです。それできなかったのです。したら、今倉村の消防団員いないのです、ほとんど。それにかかわらず、基幹分団ということで、ポンプ自動車買ったわけですが、何年前。そういうことが無駄でないかと思うのです。基幹分団はいいのですけれども、それ以外の、それに準じる消防車って必要なのですか。やっぱり今は火災も少ないし。それをやっぱり古くなったからって取り替えるのもいいのですけれども、やっぱり見直しをしないと。その都度その都度借り入れてもらって、あと小さいポンプもあるわけですが、もう実際使っていないところもあるわけですが。そういう処分はどういうふうにするのか。これ最終的には町長の話になるのですが、町長にお伺いしたいと思います。

それから税務課の関係で、決算監査審査の中の16ページの一番最後に公金の取扱いということもございまして、ここに書いてある令和5年度に不祥事が生じたとありますけれども、鍵は誰が扱って、どこに持っていて、そして夜間の徴収の場合はどのようなシステムでどこに預けるのか。多分、私も税務課に7年いましたけれども、昔1人で徴収しましたが、今は1人ってまずいので、2人でしようけれども、それを具体的にどういうふうに整正されたのか、ちょっとお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議員おただしのおりでございますが、消防組織の関係ですと、やっぱり消防団と十分に協議して、そういう点を理解し合って、そして消防団で決定していくということが、まず私は正しい方法の進め方かなと思いますので、消防団組織と協議し

たいと思います。

○議長（湯田健二君） 税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 4番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

令和5年度の発生した公金の横領事件につきましては、皆様方に深く改めておわびするとともに、二度とこのようなことが起きないように、公金の適正な取扱いに向けて取り組んできたところでございます。その一例としましては、まず鍵のほうの保管を、まず私もしくは補佐のほうで管理するような形で、職員が金庫をあける際には必ず黙認するというような形になっております。夜間徴収に関しましても必ず2人で徴収に当たることとしまして、鍵の場所も前と変えた場所にきちんと保管するようにしてございます。あと、現金取扱いを基本的にやめて、各課だけではなく、出納部局でも伝票等の領収書を確認するなど二重体制を行って、前回の再発防止のために努めているところであります。

今後の取組としましては、全庁舎内に公金等の取扱事務の基本マニュアルを作成しようと考えてございます。この公金の取扱基準に沿った業務の遂行を図ることとしまして、各課でのチェック体制を強化していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 町長、なかなか大変でしょうけれども、30か所あるわけですが、実際には。昔、私やっていたときは、部は30部あったのです。ですから、やっぱり少ない部が、もう消防団には基本的に入る人がいないわけで、幾らも。それを鑑みまして、やっぱり早急に。例えば、こんなこと言って悪いですが、刈林も姫川も一緒に地帯なのです、全く。橋1つあるかないかですから、ほとんど同じなのです。檜原、倉村もそうです。全く同じですから。そういうところ、やっぱり1つの1か所にしても、できるようなところは早めにはみんな一緒に、あとは早めにしていくと、そういう方法をまず取ったらいいのかなと思います。必ずしもみんな見直せではなくて、まず問題なくできるところ。多分そうだと、各団員から、例えば刈林と一緒にやらなくていいとか、ここやめるとか、そういうの出てきますから、今ポンプ操法あるとやめるといいますので、そういうこといろいろな問題あるけれども、でもそれは避けて通れないものだと思いますから、やっぱり町の財政も逼迫してくると考えますと、当然おのずと町長が消防団長をはじめ旗振って、やらなければいけないのではないかなと私は思っております。今後とも、始まったらしっかりお願いします。

それから、税務に関しては、私も先ほど言ったように税務に7年いましたけれども、今は、この前の不祥事の場合は、還付金を持って歩いていたということだと思うのです。ですから、今課長さんが言うとおりに、全てを振込にすれば問題ないわけですが。取れなかったからって現金扱わないで、何度もお邪魔して口座名を教えてもらってやれば、それで済むのです。だから、私も消防のときに、みんなあの当時持って歩いていたのです、報酬なんかも。机にいっぱい、しまっているのです。消防って日曜日やりますから。こ

れ大変だということで、私そういう点で、私のときは全て口座振込にしたのです、費用弁償は。そのときの消防団幹部から、手渡しは消防団の伝統だって言われて、結構お叱り受けたのです。でも、扱うの私ですから、それをお願いして、各部、2つ全部振り込んだという、それは今も多分そうでしょうけれども、そういう経験あるのです。ですから、現金は持ち歩かないって書いてありますから、それを徹底すれば、こういう問題は起きないと思いますので、そこら辺しっかりとやっていただきたいと思います。

以上でございます。答えは要りません。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和5年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本案を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第4 議案第10号 監査委員の選任について

○議長（湯田健二君） 日程第4、議案第10号 監査委員の選任についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、猪股謙喜君の退場を求めます。

（5番 猪股謙喜君 除斥）

○議長（湯田健二君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきに提案理由の説明がされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 監査委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。した

がって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第10号 監査委員の選任についての件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 監査委員の選任についての件は原案のとおり可決されました。

猪股謙喜君の入場を求めます。

(5番 猪股謙喜君 入場)

○議長(湯田健二君) ただいま議案第10号の監査委員の選任については、原案のとおり可決されました。

猪股謙喜君から挨拶を求めます。

猪股謙喜君。

○5番(猪股謙喜君) 議席番号5番、猪股謙喜でございます。ただいま私が監査委員として皆様からのご同意をいただき、誠にありがとうございました。監査業務の重要性に鑑み、さらに研さんに励み、町の行政の健全化のため尽力してまいりたいと存じます。なお一層のご支援とご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

日程第5 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(湯田健二君) 日程第5、議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（湯田健二君） 日程第6、議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 議長（湯田健二君） 日程第7、議案第13号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

町民課長、星敦史君。

- 町民課長（星敦史君） ただいまより議案第13号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

議案書の18ページをお開きください。あわせて、別紙の議案第13号資料としまして、新旧対照表を御覧ください。今回の規約変更につきましては、国の法改正により、令和6年12月2日以降、従来の保険証は新規発行されなくなり、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを基本とする仕組みへ移行することになったことに伴い変更するものです。変更箇所としましては、福島県後期高齢者医療広域連合規約中、第4条、広域連合の処理する事務のうち、構成市町村が行う事務を定める別表第2の「被保険者証及び

資格証明書」という部分を「資格確認書等」へ変更するものでございます。

なお、地方自治法の規定に基づき、福島県後期高齢者医療広域連合の規約変更につきまして、構成する59市町村全ての市町村議会における議決等が必要となるものでございます。

以上、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましてご説明をさせていただきました。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第13号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第14号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第8、議案第14号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書20ページを御覧ください。議案第14号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてでございますが、近年の原油価格高騰等の影響により、ガソリン等の価格が高騰していることから、職員等の旅費に関する条例及び町長等の給与及び旅費に関する条例及び議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、1キロメートル当たりの車賃単価を現在の37円から40円に見直し、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。新旧対照表1ページ、町長の給与及び旅費に関する条例の別表、及び3ページから始まります議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の別表第1につきまして、それぞれ車賃を37円から40円に改正するものでございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第14号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第9、議案第15号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する
条例の設定についての件を議題といたします。
本件について議案の説明を求めます。
町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、議案第15号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する
条例の設定についてご説明させていただきます。

議案書の22ページをお開きください。あわせて、新旧対照表の6ページを御覧ください。
今回の条例改正につきましては、国民健康保険法改正により、令和6年12月2日以
降、従来の保険証は新規発行されなくなり、保険証利用登録がされたマイナンバーカー
ドを基本とする仕組みへ移行することとなったことに伴い変更するものです。12月2日
時点で有効な保険証の期間が最大1年間となることから、国民健康保険法第9条の改正
に合わせて、下郷町国民健康保険条例第21条中、「国民健康保険法第9条第1項若しく
は第9項」とあるものを「国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項」へ、また「若
しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の
返還を求められてこれに応じない」とあるものを「又は虚偽の届出をした」へと改める
ものでございます。

以上、条例の一部を改正する条例の設定につきましてご説明をさせていただきました。
ご審議よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(湯田健二君) 日程第10、議案第16号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本件について議案の説明を求めます。

農業委員会事務局長、大竹浩二君。

○農業委員会事務局長(大竹浩二君) 説明いたします。

議案書24ページをお開きください。議案第16号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございます。その改正内容につきましては、議案書25ページとなりますが、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の7ページをお開きください。当条例は、本則のみとなっております。その条文は、「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条及び第18条の規定に基づき、下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数は、次のとおりとする」という規定でございまして、その下の第1号は「(略)」となっておりますが、これは農業委員11名と規定されておまして、今回改正はございません。その下の第2号、農地利用最適化推進委員16名でございますが、これを18名に改めるものでございます。

改正の理由でございますが、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員が公選制から市町村長の選任制に変わりました平成26年の法律改正時に新たに設けられました委員であり、当町は農業委員の改選期に合わせ、平成27年に農業委員11名、農地利用最適化推進委員16名を定数としました新たな条例を設定し、平成28年4月1日から施行されております。なお、任期は3年でございますことから、今年度末で3期が満了するところでございます。

この平成27年の条例制定時に農地利用最適化推進委員を16名としました根拠でござい

ますが、国では農地利用最適化推進委員の定数は農地面積約100ヘクタールに1人という基準が示されましたことから、当時の町内の農地面積や兼務可能な地区状況などを勘案し、16名とした経緯がございます。この16名の定数により平成28年から現在までそれぞれの委員活動や取組が行われてきたところでございますが、令和4年度から5年度にかけてまして農業委員会に関連する法律や各種制度が大きく改正され、特に農地利用の集積集約化、遊休農地の解消、発生防止、新規就農、新規参入の促進を柱とした農地利用の最適化活動がより重要視され、農業委員や農地利用最適化推進委員それぞれが、よりきめ細やかな活動、取組を行わなければならなくなり、特に農地利用最適化推進委員の調査結果による農地台帳データが農地農政の各事業に用いられることになりましたことなどから、これまで以上に農地や各農家の詳細な状況把握が必要になってきております。

当町農業委員会では、公募により決定し委嘱しました農地利用最適化推進委員の方々には、それぞれの出身地区を勘案した中で担当地区を決定し、担当地区内での農地利用の最適化活動や各種取組を行っていただいておりますが、現在の16名の割り振りでは、担当する農地面積が国基準の100ヘクタールを大きく超える委員や、4地区から5地区を1人で担当している委員が複数いる状態となっておりますことから、国の制度改正等に沿ったきめ細やかな活動や取組が困難な状況となっております。

先ほど申し上げました農地面積約100ヘクタールに1人という基準でございますが、小区画化農地が多数ある場合や移動に時間がかかる場合はその限りではないという特例が設けられております。そのため、当町の大部分の農地は小区画化の農地状況であり、多くの委員が複数地区を担当しておりますことから、移動に相当の時間を要しておりますので、国基準の特例により2名の増員を図り、農地利用最適化推進委員の方々が活動しやすい環境を整え、農業を営む方々や農地所有者の方々の支援につなげていくものでございます。

以上が理由となっております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 日程第11 議案第17号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第18号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第19号 令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第20号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第21号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第22号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（湯田健二君） この際、日程第11 議案第17号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第4号）から日程第16 議案第22号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）までの件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第17号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第18号及び19号につきましては町民課長、星敦史君、議案第20号につきましては健康福祉課長、湯田浩光君、議案第21号及び22号につきましては建設課長、玉川武之君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書26ページを御覧ください。

議案第17号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3億320万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億8,037万2,000円とするものであります。別紙、議案第17号資料に概要書がございますので、よろしく申し上げます。

補正の概要について説明いたします。歳入におきましては、地方交付税の交付決定及び前年度決算に伴う繰越金の確定による増額等を計上し、歳出におきましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金の増額、学校給食共同調理場温水ボイラー設置工事のほか、10月からの郵便料金の値上げ及び公金振込の有料化に伴う経費の増額計上、各事業費の精算による増額、人事異動等に伴う職員人件費の精査による計上など、所要の補正を行うものでございます。

それでは、主な補正について歳出予算から款を追ってご説明申し上げます。35ページを御覧ください。総務費でございますが、総額で1,398万円を増額するものであります。2款総務費、1目一般管理費では、10月1日からの郵便料金の値上げに伴う今後の見込額を精査し、2万9,000円を増額計上しております。また、一般管理費以外の予算科目におきましても同様に精査し、一般会計における郵便料の合計で10万7,000円を増額計上しております。

4目会計管理費では、これまで無料として取り扱ってございました公金支出に係る振込手数料について、10月1日からの有料化に伴い、指定金融機関取扱手数料105万円を計上しております。

9目下郷ふれあいセンター費では、36ページを御覧いただきまして、既設誘導灯の不良による交換等の施設修繕の修繕料を56万5,000円計上しております。

36ページを御覧いただきまして、10目諸費では、民生費、衛生費に係る国庫支出金等の精算に伴う返還金及び町税還付金など1,373万円を計上しております。

37ページ、3款民生費でございますが、総額で763万8,000円を増額するものであります。1目社会福祉総務費では、見込みの精査による低所得者支援及び定額減税補足給付金405万円を増額するものでございます。

3目老人福祉費では、介護保険特別会計における事業費の補正に伴う繰出金を298万5,000円増額計上しております。

一番下の4款衛生費でございますが、清掃総務費において、見込額の精査により、合併処理浄化槽設置整備事業補助金207万5,000円を増額するものであります。

38ページを御覧ください。6款農林水産業費でございますが、総額で86万9,000円を増額するものであります。5目農地費では、安張地区営農飲雑用水施設整備に係る量水器等の原材料費52万8,000円を計上しております。

8款土木費でございますが、総額で456万円を増額するものであります。2目道路維持費において除雪車両の車検整備等を行っておりますが、除雪車両4輪タイヤの摩耗、亀裂に伴う購入費及び修繕料の早急な対応が必要となったことから、今後の支出見込額を考慮し、消耗品費158万8,000円、修繕料311万2,000円をそれぞれ計上しております。

39ページからの教育費でございますが、総額で961万2,000円を増額するものであります。

40ページを御覧ください。4項社会教育費、3目文化財保護費では、下野街道パンフレットの増刷分として、印刷製本費10万8,000円、大内宿の防災施設漏水調査費として委託料37万4,000円を計上しております。

5項保健体育費、4目学校給食共同調理場運営費では、温水ボイラー更新に係る工事請負費649万円を計上いたしております。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し調整をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。33ページを御覧ください。今年度、国及び地方公共団体が実施する定額減税制度等により、1款町税において個人町民税の減収分1,897万4,000円を減額し、9款地方特例交付金では、その減収補填分として特例交付金1,814万1,000円を増額計上しております。

10款地方交付税でございますが、本算定により普通交付税を1億2,826万2,000円計上するものであります。

14款国庫支出金でございますが、2目衛生費国庫補助金において、歳出でご説明申し上げました合併処理浄化槽設置整備事業に係る財源としまして、循環型社会形成推進交付金69万1,000円を増額計上しております。なお、同事業につきましては、15款県支出金において合併処理浄化槽設置整備事業県補助金45万6,000円、34ページ、18款繰入金では生活環境設備基金繰入金90万円をそれぞれ増額計上しております。

33ページにお戻りいただきまして、14款国庫支出金、2項5目総務費国庫補助金におきましては、同じく歳出でご説明申し上げました低所得者支援及び定額減税補足給付金

事業に係る財源としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金405万円を増額計上しております。

17款寄附金でございますが、8月9日に中妻区、佐藤久佳様から10万円の寄附をいただいたことから、9万9,000円を計上するものでございます。

34ページを御覧ください。19款繰越金につきましては、令和5年度決算に伴う前年度繰越金の額の確定により1億6,201万9,000円を増額するものであります。

21款町債につきましては、普通交付税の本算定に伴い発行可能額が確定しましたことから、臨時財政対策債を29万6,000円増額するものであります。

以上、議案第17号について説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、議案書の42ページをお開きください。議案第18号についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,471万5,000円を追加し、歳入歳出とも7億5,586万7,000円とするものでございます。

43ページから47ページにつきましては、総括でございますので省略させていただきます。

48ページを御覧ください。2の歳入についてご説明いたします。7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、1節その他繰越金におきまして、令和5年度分の決算により繰越金が確定したことに伴い、2,471万5,000円を増額し、5,471万5,000円とするものでございます。

続きまして、49ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費、印刷製本費におきまして67万6,000円を増額し、一般管理費の総額が3,550万円とするものでございます。これは、令和6年12月2日より保険証の新規発行終了に伴い、マイナンバーカード未取得者及びマイナンバーカードへの保険証未登録者へ発行する資格確認書を作成するものでございます。

続きまして、8款予備費、1項予備費、1目予備費におきまして、財源調整のための繰越金2,471万5,000円より印刷製本費67万6,000円を差し引きました2,403万9,000円を増額し、7,598万8,000円とするものでございます。

以上、令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算の内容でございますので、ご審議よろしくお願いたします。

では、続きまして議案第19号についてご説明申し上げます。50ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万6,000円を追加し、歳入歳出とも9,616万7,000円とするものでございます。

51ページから55ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

56ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金におきまして、令和5年度分の決算により繰越金が確

定したことに伴い、33万6,000円を増額し、33万7,000円とするものです。これは、後期高齢者広域連合の会計年度事務処理が3月31日となっておりますことから、町の出納整理期間である4月及び5月に納入された保険料分を繰越金として計上するものです。

続きまして、57ページを御覧ください。3の歳出についてご説明いたします。2款後期高齢者医療広域連合納付費、1項1目後期高齢者医療広域連合納付費の18節負担金、補助及び交付金におきまして33万6,000円を増額し、9,119万1,000円とするものでございます。これは、歳入の繰越金確定に伴い後期高齢者広域連合への保険料給付費を計上するものであり、出納整理期間中に納入された令和5年度分の保険料ですが、令和6年度の納付として取り扱うこととなっております。

以上、令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算の内容でございますので、ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） それでは、議案書の58ページを御覧ください。議案第20号令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,776万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,682万4,000円とするものでございます。

59ページから63ページまでは総括表でございますので、省略させていただきます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。65ページをお開きください。1款総務費につきましては、前年度分の審査件数の確定に伴い、南会津地方広域市町村圏組合の認定審査会共同設置負担金につきまして、298万5,000円を増額計上を行いました。この理由といたしましては、新型コロナの影響により介護認定期間の延長措置、こちらは12か月延長されたわけですが、こちらは令和4年度で終了となったことにより、令和5年度は介護認定件数が増加となったため、増額となったものでございます。

次に、4款基金積立金につきましては、前年度決算に伴う繰越金の確定により、介護給付費基金積立金2,900万円を増額計上するものでございます。

次に、9款諸支出金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴い、超過交付されました交付金を国庫等に返還する償還金687万円を増額計上するものでございます。

なお、10款予備費につきましては、財源調整のため3,891万4,000円を増額補正しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。ページをお戻りいただきまして、64ページを御覧ください。初めに、4款支払基金交付金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴い、追加交付となる過年度分交付金576万7,000円を増額計上するものでございます。

次に、5款県支出金につきましても、前年度の介護給付費等の確定に伴い、追加交付となる過年度分交付金21万5,000円を増額計上するものでございます。

7款繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました南会津地方広域市町村圏組合の認定審査会共同設置負担金に係る一般会計からの繰入金298万5,000円を増額す

るものでございます。

最後に、8款繰越金につきましては、前年度の繰越金の確定により6,880万2,000円を増額計上するものでございます。

以上、議案第20号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げました。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） それでは、議案第21号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

別冊の議案第21号補正予算書を御覧いただきたいと思います。このたびの議案第21号令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、本年4月1日から簡易水道事業が公営事業会計に移行しておりまして、以前の特別会計の予算書より記載内容が変わっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案第21号 下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の表紙を御覧ください。表紙につきましては、今回の補正の総括に当たる部分でございます。表上段の収益的支出におきまして、第1款簡易水道事業費用の第1項営業費用におきまして19万1,000円減額補正いたしまして、簡易水道事業費用の総額を1億9,157万9,000円とするものでございます。また、表下段の資本的支出におきまして、第1款簡易水道事業費用の第1項建設改良費におきまして19万1,000円増額補正いたしまして、簡易水道事業費用の総額を1億1,708万4,000円とするものでございます。

なお、下の行にございます特例的収入及び支出の補正といたしまして、本年4月1日より公営企業会計に移行しておりまして、本年3月31日の打切り決算となっていることから、6年度事業に属する5年度の債権及び債務として整理する未収金は7,486万2,000円、及び未払い金は79万9,000円として確定いたしました。

それでは、具体的な補正の内容といたしまして、次の3ページ、補正予算書の明細書を御覧ください。まず、収益的収入及び支出の支出におきまして、1款簡易水道事業費用の1項営業費用、2目配水及び給水費の修繕におきまして、統合簡易水道及び旭田簡易水道におきまして実施する配水池2か所のテレメーター修繕につきまして、NTT光回線への敷設替え経費を追加しまして、78万5,000円を増額計上してございます。また、委託料におきまして、額確定後における見込額の精査を行いまして、委託料122万円を減額し、配水及び給水費全体で43万5,000円の減額補正となっております。また、3目総係費におきまして、職員の人事異動に関わる人件費の調整を行い、また通信運搬費における郵便料改定に関わる経費28万円と手数料における振込手数料の見込額1万7,000円をそれぞれ増額補正し、3目総係費において24万4,000円の増額となっております。合わせまして、1項営業費全体といたしまして19万1,000円の減額補正の計上となっているところでございます。

続きまして、4ページの資本的収入及び支出の支出におきましては、大内配水池のテレメーター新設工事におけるNTT光回線敷設経費を新たに追加いたしまして、19万1,000円を増額補正するものでございます。

なお、5ページ以降の予定キャッシュフロー及び予定貸借対照表につきましては、本補正に関わる経費の移動及び未収金、未払い金が確定したことから、予定額を調整しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第22号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。別冊の議案第22号の予算書を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましても、本年4月1日から農業集落排水事業が公営事業会計に移行しております、以前より記載内容が変わっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第22号 農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の表紙を御覧ください。表上段の収益的収入におきまして、科目、第1款農業集落排水事業収益の第2項営業外収益におきまして34万1,000円を増額補正しまして、農業集落排水事業収益の総額を3,640万6,000円とするものでございます。また、表下段の収益的支出におきましても、第1款農業集落排水事業費用の第1項営業費用におきまして34万1,000円増額補正いたしまして、農業集落排水事業費用の総額を3,311万2,000円とするものでございます。特例的収入及び支出といたしましては、同じく公営企業に移行しております、3月31日の打切り決算となっていることから、6年度事業に属する5年度の債権債務として整理する未収金は54万8,000円、及び未払い金は392万2,000円として確定したところでございます。

それでは、具体的な補正内容といたしまして、次の3ページの明細書を御覧ください。収益的収入及び支出の収入におきまして、1款農業集落排水事業収益の2項営業外収益、2目他会計補助金におきまして、一般会計補助金34万1,000円を増額補正し、他会計補助金の総額を2,584万1,000円とするものでございます。

主な増額の内容でございますが、次の4ページの、同じく収益的収入及び支出の支出におきまして、1款農業集落排水事業費用、1項営業費用、3目総係費におきまして、職員の人事異動に係る人件費等の増額と、通信運搬費における郵便料改定に関わる5,000円及び手数料における振込手数料の増額見込み分4,000円をそれぞれ増額補正し、3目総係費におきまして34万1,000円の増額補正として計上しているところでございます。こちらと同じく5ページ以降の予定キャッシュフロー及び予定貸借対照表につきましては、こちら本補正に係る経費の移動並びに未収金及び未払い金が確定したことから、予定額の調整となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第21号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）並びに議案第22号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の説明となります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 33ページの歳入なのですが、こちらの地方交付税が1億2,826万2,000円が追加計上されているのですが、毎年1億円から2億円ぐらい追加補正を行っているよ

うなのですが、これの当初予算の算定というのはどのように行われるのでしょうか。
以上です。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 地方交付税の当初予算の算定についてでございますが、こちらにつきましては当面見込みというのが立てにくい状況でございますので、実際のところ、実績を基に予算計上しているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） ちょっと勉強不足で分からないので、もうちょっとかみ砕いて教えてください。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの回答をもうちょっとかみ砕いてということでございますので。金額が、まず地方交付税、大変大きいものでございますので、予算計上に関しましては過大な予算計上にならないように心がけているところでございます。前年、前々年あたりの実績、実際に入った金額、地方交付税で入った金額を基に、その実績を基に新年度の予算を推測しているという状態でございます。実際のところ、実績というのはそのとおりびたり来るものではないのですが、金額が大きいところでありますので、翌年の歳入歳出予算の総合計にこの部分は大変大きな影響を及ぼしてまいります。そういうところがございますので、今申しましたように、過大にならないような中身で慎重に予算編成をしているということをご理解ください。

○議長（湯田健二君） 3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 新しく設けられましたキャッシュフロー計算書があるのですけれども、その中の議案の21号の5ページをちょっと参照にしたいのですけれども、簡易水道事業予定キャッシュフロー計算書の中の1番の業務活動によるキャッシュフローというの、この上から2番目の減価償却費というものは、今度役場のほうに新しく採用されたものかなと思いますけれども、固定資産の耐用年数のうち、各会計機関に費用として配分される、いわゆる減価償却は2通りあると思うのですけれども、定額を利用するのか、定率を利用するのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） こちらにつきましては定額法でございます。よろしく願いします。

○議長（湯田健二君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件を採決しま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和6年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。(午後 2時04分)

○議長(湯田健二君) 再開します。(午後 2時20分)

日程の追加

- 議長（湯田健二君） 過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情につきましては、9月5日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書が提出されております。この件につきましては、去る8月27日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

- 議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

- 議長（湯田健二君） これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田純朗君。

- 総務文教常任委員長（湯田純朗君） 総務文教常任委員会委員長の湯田純朗でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第93条第1項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和6年9月2日。件名、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和6年9月5日。出席委員は、星昌彦君、小玉智和君、佐藤勤君、星和志君、湯田健二君、そして私であります。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長（湯田健二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件は、採択することに決定しました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） 今ほど採択となりました地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情については、去る8月27日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。

さらに、町長より追加議案が提出され、皆さんのところに配付されております。さきに開催されました議会運営委員会におきまして上程された議案審議終了後、直ちに日程に追加し議題とする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、町長提案理由の説明の件、議案第23号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を直ちに日程に追加し議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程、議員提出議案を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第2 議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

○議長（湯田健二君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての件を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 町長提案理由の説明

○議長(湯田健二君) 追加日程第3、町長から提案理由の説明を行います。

町長、星學君。

○町長(星學君) ただいま、本会議にご提案申し上げました全議案について議員各位のご理解を賜り、原案のとおりご議決いただきまして、厚く御礼を申し上げます。皆様にはお疲れのところ、追加で提出いたします議案についてご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げます議案第23号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第5号)についてでございますが、さきにご報告申し上げました福島県消防操法大会で大内班が見事優勝し、来る10月12日に宮城県で開催されます全国大会に福島県代表として出場することが決定いたしました。これに伴い、全国大会出場に向けた所要額を非常備消防費において272万2,000円を増額し、予備費により調整するもので、歳出予算の総額に変更はございません。

以上、追加でご提案いたしました議案についてご説明申し上げます。詳細につきましては所管課長から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

追加日程第4 議案第23号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第5号)

○議長(湯田健二君) 追加日程第4、議案第23号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) それでは、追加議案の概要についてご説明いたします。

1 ページを御覧ください。議案第23号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第5号)についてでございますが、今ほど町長から説明のありました大内班の全国大会出場についての経費の補正でございます。

まず、歳出から説明させていただきます。5 ページを御覧ください。1 節報酬の70万4,000円につきましては、団員及び本団の出動報酬、3 節職員手当等30万1,000円につきましては、職員の超過勤務手当でございます。8 節旅費につきましては、大会出場に係る普通旅費48万円、10 節需用費につきましては、消防操法競技用の消耗品5万3,000円をそれぞれ補正したものでございます。13 節使用料及び賃借料、使用料2万円につきましては大会会場までの高速使用料、自動車借上料104万1,000円につきましては大会当日のバス借上料でございます。17 節備品購入費、消防用備品12万3,000円につきましては操法用のホース購入費でございます。予備費により調整するものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長(湯田健二君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8 番、星和志君。

○8 番(星和志君) 5 ページの報酬と職員手当なのですが、これの人数内訳と、この13 節の使用料及び賃借料の自動車借上料は、これ何泊で何台借りるのか、詳しいところを教えてくださいたいです。

○議長(湯田健二君) 町民課長、星敦史君。

○町民課長(星敦史君) 今ほどの8 番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

まず、報酬でございますが、これは公式練習で、本団7名、大内班6名、計13名で20日間を予定してございます。それで、20日間で57万2,000円でございます。そこに、大会当日、各班1名を応援として今のところ予定しておりまして、4,400円掛ける30名で13万2,000円。合計で43名、金額のほうは70万4,000円となっております。

続きまして、13 節使用料及び賃借料でございますが、まず10月10日木曜日、前々日になりますが、10名が先に現地入りのほうをいたします。これは、11日金曜日の会場入りの時間が、選手は全てを準備した上で8時に会場に入らなくてはいけないため、木曜日から現地へ入るものでございます。これは、町のハイエースで行くようになってございます。あとは、11日金曜日から、これが15名、大内班10名、本団4名、庶務1名で、1泊2日でマイクロバスを1台借り上げておりまして、その借り上げのマイクロバスと町のキャラバンの2台で、同じく現地入りのほうをいたします。最終日の12日、本番当日でございますが、これが部長、班長、30名と応援者約30名から40名を予定しておりまして、大型バスを2台借り上げる予定でございます。金額としましては、使用料として高速道路、町の公用車ハイエースとキャラバンが1万円ずつで、掛ける2台で2万円。バスのほうが、1泊2日で行くマイクロバスが30万5,000円、大型バス2台が36万7,000円の2台で73万6,000円、合わせまして104万1,000円で計上してございます。

以上です。

○議長(湯田健二君) 9 番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今8番議員が質問したのですが、前回旅費のほうに、前回ですと110万円くらい上がっていたのです。それで、今回48万円ということなので、あれ、どうしたのかなと思ったのですが、その分は使用料及び賃借料ということで、そちらに移動したということによろしいのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） 旅費のほうに関しましては、10日、前々日から入る10名に関しましては26万2,000円、11日金曜日から入る15名に関しましては21万3,000円、12日が日帰りが2名ございますので、合計で48万円を計上してございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） そうすると、旅費の中に前回は部長以上の人、部長、班長が練習に立ち会うということで計上したのですよね、前回は。大会までの間、それが旅費に入っていた、出動手当ということで。そう解釈しているのですが。ということは、旅費の48万円というのは選手、その分はそっくり入っているということですよね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で令和6年度下郷町議会9月議会の日程は全部終了しました。

これで散会します。（午後 2時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月6日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員